資　料　編

資料１　北海道環境基本計画［第３次計画］の概要

北海道環境基本計画［第３次計画］の概要

北海道環境基本計画（以下「環境基本計画」）は、「北海道環境基本条例」第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項などを明らかにするものであり、道の環境に関する個別の計画等は、環境基本計画が示す方向に沿って策定・推進されています。

この環境基本計画は、環境に関する特定分野別計画として「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿うものであり、社会情勢やこれまでの環境基本計画の進捗状況を踏まえ令和3年、（2021年）3月に第３次計画を策定しました。

＜北海道環境基本計画の位置付け＞

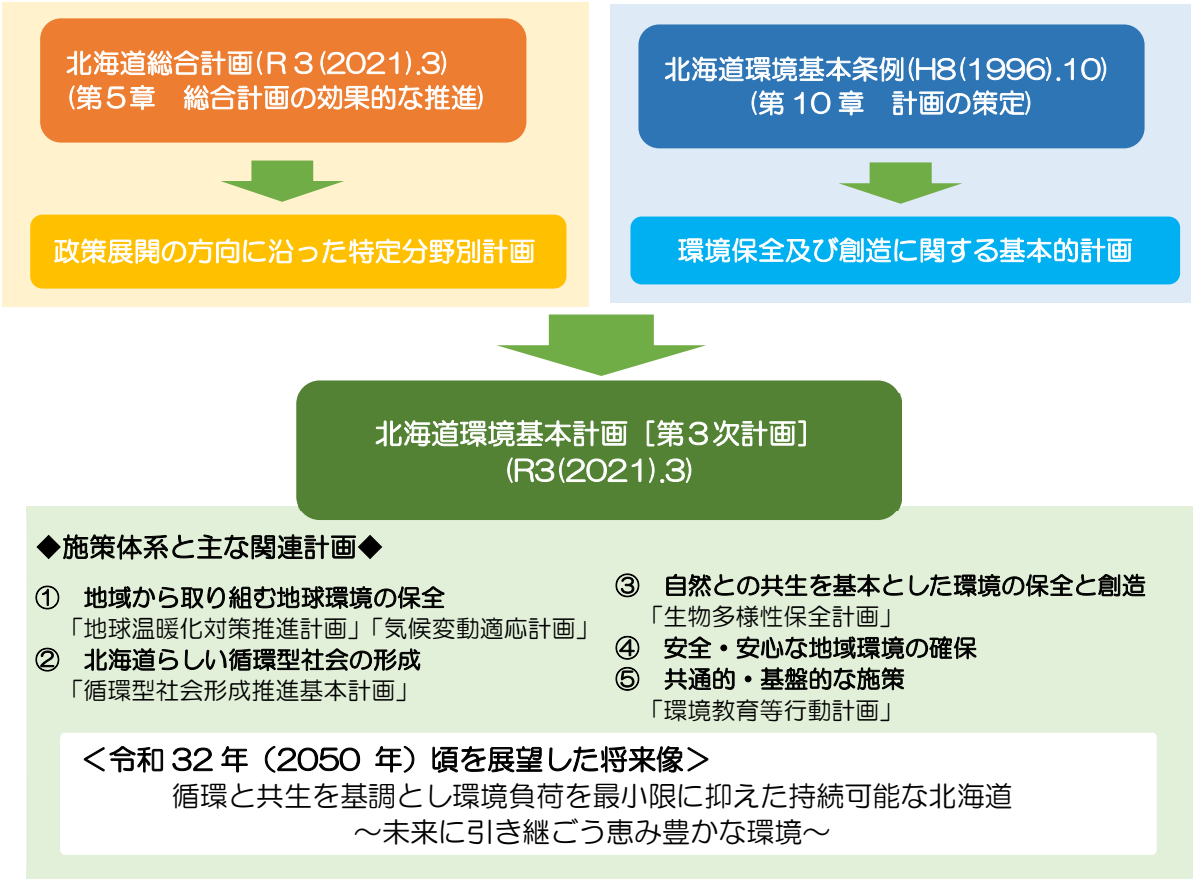

＜計画期間＞

令和３年度（2021 年度）から概ね 10 年

＜推進体制＞

○　道の各部局が連携して推進するため、道庁内の関係部局で構成する庁内会議等を活用
○　道民・事業者・NPO 等の民間団体・行政など各主体の連携のもと、積極的な環境保全活動を推進するため、住民団体や事業者団体等で構成する環境道民会議を活用

＜進行管理＞

○　計画の着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価
○　施策分野ごとに定める指標群の状況等や「施策の方向」に基づく各施策の実施状況などをもとに、各施策分野の目標の達成状況や施策の進捗状況の確認、総合的な評価などを定期的に実施し、課題等を整理

資料２　道の環境行政体制

道の環境行政体制

令和４年度（2022 年度）

環境保全局	環境政策課	環境基本計画、環境審議会、環境教育、環境影響評価、特定の開発行為、水道事業の基盤強化、水道広域化推進プラン策定　などに関すること
	循環型社会推進課	一般廃棄物、ごみ処理の広域化、災害廃棄物、海岸漂着物、産業廃棄物、不法投棄対策、循環資源利用促進税、大気汚染防止法、アスベスト対策、環境監視、PCB 廃棄物処理計画、水質汚濁防止法、公共用水域、土壌汚染対策　などに関すること
自然環境局	自然環境課	生物多様性保全、希少野生動植物の保護管理、外来種の防除対策、自然公園の許可、公園施設の整備・維持管理　などに関すること
	野生動物対策課	野生鳥獣の保護管理、動物の愛護管理、エゾシカ管理計画、ヒグマ管理計画、アザラシ管理計画　などに関すること
ゼロカーボン推進局	ゼロカーボン戦略課	ゼロカーボンの推進、バイオマス、水素社会実現推進、地球温暖化防止活動推進員　などに関すること
	気候変動対策課	気候変動適応計画の推進、地球温暖化対策条例、フロン類排出抑制、環境配慮契約、気候変動への適応　などに関すること

令和３年度（2021 年度）

環境局	環境政策課	環境基本計画、環境審議会、環境教育、環境影響評価、特定の開発行為、水道事業の基盤強化、水道広域化推進プラン策定　などに関すること
	循環型社会推進課	一般廃棄物、ごみ処理の広域化、災害廃棄物、海岸漂着物、産業廃棄物、不法投棄対策、循環資源利用促進税、大気汚染防止法、アスベスト対策、環境監視、PCB 廃棄物処理計画、水質汚濁防止法、公共用水域、土壌汚染対策　などに関すること
	自然環境課	生物多様性保全、希少野生動植物の保護管理、外来種の防除対策、自然公園の許可、公園施設の整備・維持管理、野生鳥獣の保護管理、動物の愛護管理、エゾシカ管理計画、ヒグマ管理計画、アザラシ管理計画　などに関すること
ゼロカーボン推進局	ゼロカーボン戦略課	ゼロカーボンの推進、バイオマス、水素社会実現推進、地球温暖化防止活動推進員　などに関すること
	気候変動対策課	気候変動適応計画の推進、地球温暖化対策条例、フロン類排出抑制、環境配慮契約、気候変動への適応などに関すること

資料３　循環型社会形成のための目標（北海道循環型社会形成推進基本計画）

区　分			基準年度（H14）	目　標（R6）	現　状
(1)物質フロー指標					
循環利用率			約12%	16%	15.7%（H29）
最終処分量			275万ｔ	86万t以下	123万ｔ（R1）
(2)取組指標					
①環境に配慮した取組の推進					
	道　民	ごみ減量化、再使用・再利用のための具体的行動	意識度：79.9% 実践度：15.6%	意識度：95%以上 実践度：60～80%以上	意識度：94.9%(H26) 実践度：35.5～78.8% (H26)
	事業者	環境管理システムの認証取得事業所数	297件	－	529件(R1)
②廃棄物の適正処理の推進					
	排出量	一般廃棄物	283万t	170万t以下	181万t（R2）
		一般廃棄物1人1日当たり排出量	1,306ｇ／人・日	900g／人・日以下	949g／人・日(R2)
		産業廃棄物	4,106万ｔ	3,750万ｔ以下	4,665万ｔ(R1)
	リサイクル率 再生利用率	一般廃棄物	11.9%	30%以上	23.4%(R2)
		産業廃棄物	51.0%	57%以上	53.7%(R1)
	最終処分量	一般廃棄物	121万ｔ	25万ｔ以下	30万ｔ(R2)
		産業廃棄物	154万ｔ	57万ｔ以下	92万ｔ(R1)
③バイオマスの利活用の推進				※目標（R4）	
	廃棄物系バイオマス利活用率（発生量ベース）		88.2%（H24）	炭素換算で90%以上	91.2%（R1）
	未利用バイオマス利活用率（発生量ベース）		60.4%（H24）	炭素換算で70%以上	77.9%（R1）
	バイオマス活用推進計画等策定市町村数（H19～H25バイオマスタウン構想策定数）		30市町村（H24）	50市町村	56市町村(R3)
④リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興					
廃棄物の適正処理の推進に関する目標（再掲）					
	排出量	一般廃棄物	283万ｔ	170万t以下	181万t（R2）
		産業廃棄物	4,106万ｔ	3,750万ｔ以下	4,665万ｔ(R1)
	リサイクル率 再生利用率	一般廃棄物	11.9%	30%以上	23.4%(R2)
		産業廃棄物	51.0%	57%以上	53.7%(R1)
北海道認定リサイクル製品数			－	―	172製品(R3)
(3)補助指標※					
資源生産性（道内総生産／天然資源等投入量）			－	－	13.3万円／ｔ（H24）
出口（排出）側の循環利用率			－	－	55.8%（H24）
３Ｒの認知度			－	－	聴いたことがあり ①内容もよく知っている 11.0%(H26) ②内容もある程度知っている 27.8%(H26)
レジ袋辞退率			－	－	スーパーマーケット： 75.8% コンビニエンスストア： 55.2%(H26)
道におけるグリーン購入調達率			－	－	94.0%(R2)
市町村における資源ごみの分別回収状況			－	－	次ページ表のとおり
使用済小型電子機器等の回収市町村数			－	－	168市町(93.7%)(H30.6)
使用済小型電子機器等の回収実施人口割合			－	－	93.7%(H30.6)
一般廃棄物焼却施設における発電施設数			－	－	16施設(R2)
一般廃棄物焼却施設における発電設備容量			－	－	69MW(R2)
一般廃棄物焼却施設における総発電量			－	－	303GWｈ／年(R2)
一般廃棄物焼却施設における熱利用施設数			－	－	36施設(R2)
一般廃棄物焼却施設における総熱利用量			－	－	857TJ(R2)
産業廃棄物処理業者の優良認定業者数			－	－	61者(R2)
バイオガスプラント施設数			－	－	145施設(R2.3)
産業廃棄物処理業者（処分業）数			－	－	産廃：830者 特管：46者 (R2)

※　補助指標：計画の進行管理や施策の進捗状況の参考とするため、指標に関する「補助指標」を設定し、その推移を把握することとしています。

補助指標　市町村における資源ごみの分別回収状況

区　分		資源ごみ分別回収実施市町村数			
		H29	H30	R1	R2
容器包装リサイクル法対象	スチール缶	179	179	178	179
	アルミ缶	179	179	178	179
	ペットボトル	177	178	178	179
	ワンウエイびん	172	175	173	174
	リターナルびん	170	171	170	169
	段ボール	173	174	174	176
	紙パック	173	174	176	177
	その他プラ	152	153	148	148
	白色トレイ	150	155	142	142
	その他紙製品	136	140	139	138
上記対象外	古新聞	174	174	176	177
	古雑誌	174	174	176	177
	蛍光管(電球)	143	154	153	150
	廃乾電池	155	158	157	159
	発泡スチロール	143	141	140	137
	生ごみ	106	96	98	100
	鉄くず	137	140	140	136
	非鉄くず	111	118	112	112
	廃食用油	104	110	104	98
	古着・衣類	125	126	131	125
	その他	56	52	59	48

資料４　道内における産業廃棄物の不法投棄の新規判明件数

年　度		H28	H29	H30	R1	R2
道及び政令市分		8	8	5	5	6
内訳	札幌市	2	0	0	0	0
	函館市	0	0	0	0	0
	旭川市	0	0	0	0	0
	北海道	6	8	5	5	6
廃棄物内訳	建設系廃棄物	4	3	2	2	3
	廃プラスチック類	2	5	0	2	1
	動物のふん尿	0	0	0	0	0
	動植物性残さ	0	0	1	0	0
	その他	2	0	2	1	2

資料５　生物多様性の保全に係る関連指標（北海道生物多様性保全計画）

No.	指標名称	基準年度等	現状	数値目標 等	達成目標年度等
1	◎森林所有者等が生物多様性の保全のために特に森林の整備・保全を行う面積	7 万 ha(H25)	9 万 ha (R2)	11 万 ha	R4
2	◎多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積	56 万 ha(H23)	58 万 ha(H26)	65 万 ha	－
3	◎北海道らしい里山林の箇所数	74 か所(H25)	77 か所(R2)	100 か所	R4
4	◎健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	6 流域(H24)	12 流域(R2)	13 流域	H29
5	◎クリーン農業に取り組む生産集団数	390 生産団体(H24)	230 生産集団(R3)	650 生産集団	H29
6	◎有機農業に取り組む農家戸数（農林水産省が公表する有機 JAS 認定農家戸数）	341 戸(H24)	304 戸(R3)	1,800 戸	H29
7	◎一人当たり広域公園面積	2.5 ㎡/人(H24)	2.6 ㎡/人(H30)	3.0 ㎡/人	H30
8	◎北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数	146(H25)	128(R1)	50	R3
9	◎北海道西部地域におけるエゾシカ個体数指数	259(H25)	257(R1)	150	R3
10	◎特別天然記念物タンチョウの生息数	1,034 羽(H22～H24 平均)	1,470 羽 (R1～R3 平均)	1,305 羽	H27～29
11	◎アライグマ生息市町村と「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	生息確認：147 市町村 計画策定:127(H26)	生息確認：162 市町村 計画策定:143(R2)	全市町村	H29
12	◎開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査回数	年１回(H25)	年１回(R2)	年１回（継続）	H21 以降
13	◎「生物多様性」の認知度	意味を知っている:26.0% 聞いたことがある:33.4% (H26)	意味を知っている:26.8% 聞いたことがある:36.1% (R1)	75%以上	R1
14	◎環境教育に取り組んでいる学校の割合	小学校 48.1%、中学校 41.1%(H24)	小学校 96.1%、中学校 95.6% (H28)	100%	H29
15	◎道民との協働による森林づくりの参加者数	49 万人(H24)	43 万人(H26)	66 万人	－
16	◎青少年向け森林教室等の実施校	253 校(H25)	291 校(H26)	418 校	－
17	◎青少年の森林・林業に関する学習活動を支える指導者数	823 人(H25)	840 人(H26)	962 人	－
18	◎道民との協働により植え・育てる樹木の本数	67 万本(H24)	52 万本(H26)	200 万本	－

※　指標の1,2,7, 14～18については計画等の改正により、数値目標が廃止されたことから、上記の数値が最終データとなります。

○参考データ

No.	指標名称	基準年度等	現状
1	○自然保護監視員等の人数と監視延べ日数	人数：487 人（H26） 延べ日数：9,040 日（H26）	人数：419 人（R3） 延べ日数：6,962 日（R3）
2	○森林認証面積	88 万 ha（H25）	145 万 ha（R3）
3	○湿原のモニタリング調査の実施地区数	4 地区（H26）	0 地区（R3）
4	○ラムサール条約登録湿地箇所数	13 か所　36,632ha（H26）	13 か所　36,632ha（R3）
5	○自然再生事業実施箇所数（湿原）	3 地区（H26）	3 地区（R3）
6	○北のクリーン農産物（YES！clean）の作付け面積	14,690ha(H23)	16,189ha(R3)
7	○道内のエコファーマー認定数	7,166 件(H24)	775 件(R3)
8	○緑の基本計画策定市町村数	42 市町(H25)	45 市町(R3)
9	○国定公園及び道立自然公園の計画見直し件数	予定３公園、検討３公園(H26)	検討３公園(R3)
10	○エゾシカ捕獲数と農林業被害額	約１３万頭、 約 56 億円(H25)	約 13 万頭（R2） 約 41 億円（R2）
11	○道指定鳥獣保護区の指定面積、[特別保護地区]	298 か所　262,775ha、 [88 か所　17,392ha]（H24）	296 か所　261,217ha、 [88 か所　17,417ha]（R3）
12	○狩猟免許所持者数	10,215 人(H24)	11,919 人(R2)
13	○特別天然記念物タンチョウ飛来情報のあった振興局数	H21：6、　H22：7、 H23：9,、H24：7	H29：8、H30：8、 R1 ：8、R2：7、R3：8
14	○野生動植物の目録を作成した分類群の数	0 群(H26)	6 群(R3)
15	○指定希少野生動植物の指定種数	植物 24 種、動物５種(H26)	植物 23 種、動物４種(R3)
16	○指定希少野生動植物のモニタリング調査種数	24 種（H26）	23 種(R3)
17	○天然記念物の指定件数（特別天然記念物）	国：41、道：33,（国：6） (H25)	国：42、道：35（国：6）(R3),
18	○アライグマ捕獲数と農業等被害額	農業被害額約 8,400 万円, 捕獲数約 6,313 頭(H24)	農業被害額　約１億４千万円(R2), 捕獲数　　約２万６千頭(R2)
19	○指定外来種の指定	未指定（H26）	動物 10 種、植物２種(R3)
20	○セイヨウオオマルハナバチバスターズの登録者数	700 人(H25)	406 人(R3)
21	○特定移入動物の指定種数	２種(ﾌｪﾚｯﾄ､ﾌﾟﾚｰﾘｰﾄﾞｯｸ) (H26)	２種(ﾌｪﾚｯﾄ､ﾌﾟﾚｰﾘｰﾄﾞｯｸ) (R3)
22	○GM条例に基づく許可等の件数	H26.3 現在ゼロ	R3.3 現在ゼロ
23	○ボランティア・レンジャー育成研修会参加者数	13 人（H26） 累計 1,030 人（H26）	研修会中止（R3） 累計 1,112 人（R3）
24	○アウトドアガイドの資格認定者	18 人(H25) 累計 731 人（H25）	２９人(R3) 累計 1,021 人（R3）

資料６　ゼロカーボン北海道達成に向けた取組（北海道地球温暖化対策推進計画）

○2030 年度に向けた取組の補助指標①

道民一人当たり温室効果ガス排出量		2019年度(現状)	2030年度(目標年)
		12.8t-CO_2	10.3t-CO_2 [2025年度の目安] [11.4t-CO_2]
一世帯当たり温室効果ガス排出量(家庭部門のみ)		5.0t-CO_2	3.5t-CO_2 [2025年度の目安] [4.1t-CO_2]
ゼロカーボンシティ表明市町村数		2021年度(現状)	2030年度(目標年)
		57市町村	179市町村 [2025年度の目安] [112市町村]
環境配慮活動実践者の割合		2019年度(現状)	2023年度(目標年)
		60%	70%
燃料電池車(FCV)の普及台数		2021年(現状)	2030年度(目標年)
		20台	9,000台(ストックベース)
家庭用燃料電池(エネファーム)の普及台数		2020年度(現状)	2030年度(目標年)
		1,016台	約23万台(全世帯の1割程度)
省エネ基準を満たす住宅ストックの割合		2018年度(基準年)	2030年度(目標年)
		19%	40%
省エネに係る成果指標 (※)		2018年度(実績)	2030年度(目標年)
	産業部門(GJ/百万円)	39.7	35.2
	業務部門(GJ/㎡)	2.62	2.21
	家庭部門(GJ/世帯)	51.0	40.6
	運輸部門(GJ/台)	56.6	42.4
地域公共交通計画策定市町村カバー率		2020年(現状)	2023年度(目標年)
		21.2%	100%
循環利用率		2017年(現状)	2024年度(目標年)
		15.7%	17%
最終処分量		100万t	82万t以下
一般廃棄物の排出量(一人1日当たり)		961g/人・日	900g以下/人・日
一般廃棄物のリサイクル率		24.3%	30%以上
産業廃棄物の再生利用率		55.5%	57%以上
廃棄物系バイオマス利活用率		2016年(現状)	2022年度(目標年)
		89.8%	90%以上
未利用バイオマス利活用率		71.5%	70%以上

※　北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画の省エネに係るエネルギー消費原単位の成果指標。

○2030 年に向けた取組の補助指標②

(※1) 新エネの 導入目標 (発電電力量)	2019年度(現状)	2030年度(目標)	エネルギー種別ごとの内訳(参考)	
	8,786 百万kWh	16,490 百万kWh	太陽光(非住宅)	3,140 百万kWh
			太陽光(住宅)	400 百万kWh
			陸上風力	4,188 百万kWh
			洋上風力	3,965 百万kWh
			中小水力	4,133 百万kWh
			バイオマス	2,811 百万kWh
			地熱	629 百万kWh
			廃棄物	1,189 百万kWh
(※2) 新エネの 導入目標 (熱利用量)	2019年度(現状)	2030年度(目標)	エネルギー種別ごとの内訳(参考)	
	14,578 TJ	20,960 TJ	バイオマス熱利用	8,078 TJ
			地熱	3,561 TJ
			雪氷冷熱	65 TJ
			温度差熱	2,692 TJ
			太陽熱	9 TJ
			廃棄物熱	6,555 TJ

※1　省エネルギー・新エネルギー促進行動計画の新エネ発電電力量の目標値から道外移出相当分を除いた値。

※2　省エネルギー・新エネルギー促進行動計画の新エネ熱利用量の目標値。

○2030 年に向けた取組の補助指標③

植林面積 (※1)	2019年度(現状)	2030年度(目標年)
	9,889ha	12,700ha
育成林の森林経営対象森林率(FM率)	70%	75%
クリーンラーチの利用・生産本数	16万本	120万本
製材・合板等の需要における道産木材の割合	69%	75%
品質・性能の確かな建築材の生産比率	58%	74%
木質バイオマスエネルギー利用量	138万㎥	195万㎥
企業等と木育マイスターが連携した木育活動の回数	2020年度(現状)	2030年度(目標年)
	81回	141回
道有林におけるオフセット・クレジットの販売量(累積)	2020年度(現状)	2026年度(目標年)
	1千t-CO_2	4千t-CO_2
YES!clean 作付面積 (※2)	2018年度(現状)	2024年度(目標年)
	17,734ha	20,000ha
一人当たり広域公園面積 (※3)	2018年度(現状)	(目標年度を定めない)
	2.6㎡	3.0㎡

※1　北海道森林吸収源対策推進計画における関連指標。

※2　北海道クリーン農業推進計画(第７期)における目標指標。

※3　北海道みどりの基本方針における目標指標。

○2030 年度に向けた取組の補足データ

区分	項　目	補足データ	時点	項　目	補足データ	時点
事業者や住民の省エネ活動推進	道におけるグリーン購入調達率	94.4%	(2018)	家庭部門のCO_2排出量(電力)	435万t-CO_2 (31.1%)	(2018)
	部門別CO_2排出量(産業部門)	1,713万t-CO_2	(2019)			
	農林水産業	210万t-CO_2		家庭部門のCO_2排出量(都市ガス)	203万t-CO_2 (14.5%)	
	製造業	1,454万t-CO_2				
	鉱業・建設業	49万t-CO_2		家庭部門のCO_2排出量(LPG)	120万t-CO_2 (8.6%)	
	部門別CO_2排出量(業務部門)	770万t-CO_2				
	部門別CO_2排出量(家庭部門)	1,399万t-CO_2		家庭部門のCO_2排出量(灯油)	641万t-CO_2 (45.8%)	
	部門別CO_2排出量(運輸部門)	1,267万t-CO_2				
	地球温暖化防止活動推進員活動実績	118回	(2020)	一世帯あたり年間電力使用量	3,251kWh	(2019)
	グリーンビズ認定制度登録事業所数	1,422事業所		一世帯あたり年間灯油使用量	1,417ℓ	
	グリーンビズ認定制度認定事業所数	135事業所		環境効率性	309t-CO_2/億円	(2018)
	さっぽろエコメンバー制度登録事業所数	2,140事業所		熱供給事業者の数	6事業者8地域	
				長期優良住宅の認定戸数	25,091戸	(2020)
	温室効果ガス削減計画実績報告事業者数	285事業者		次世代自動車の保有台数	301,078台	
				次世代自動車の導入割合	12.8%	(2019)
	フロン類の回収量・破壊量	165,825kg	(2019)	全道の充電設備の設置数	1,189台	(2018)
	クロロフルオロカーボン(CFC)	4,770kg		環境管理システムの認証取得事	520事業所	(2020)
	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)	98,885kg		道立総合研究機構の地球温暖化対策に関する調査研究数	16件	
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	62,170kg				
再エネの利用促進	バイオガスプラント施設数	139施設	(2017)	住宅への太陽光発電施設設置数	31,100件	(2018)
	バイオマス活用推進計画等策定市町村数	54市町村	(2018)	住宅への太陽熱温水器設置数	12,900件	
都市機能集約、公共交通、都市緑化等の地域環境整備	乗り合いバス利用者数	176,262人	(2019)	LED交通信号機の整備状況(車両用)	18,276灯 (29.0%)	(2020)
	鉄道・軌道利用者数	371,498人				
	ポロクル会員登録数	28,419人	(2020)	LED交通信号機の整備状況(歩行者用)	17,690灯 (28.2%)	
	すぐれた自然地域の面積	907千ha				
循環型社会の形成	産業廃棄物処理業者の優良認定事業者数	60事業者	(2018)	認定リサイクル製品数	176製品	(2018)

※1　指標・補足データについては、北海道の各計画から引用しているものもあります。

※2　各指標・補足データの出典については、北海道地球温暖化対策推進計画をご覧ください。

資料７　PRTR 法に基づく化学物質の排出量・移動量の集計結果

１　業種別の届出状況（令和2年度（2020年度））

業種名		届出数	業種名		届出数	業種名	届出数
金属鉱業		1	製造業	窯業・土石製品製造業	5	倉庫業	7
原油・天然ガス鉱業		1		鉄鋼業	9	石油卸売業	88
製造業	食料品製造業	41		非鉄金属製造業	6	鉄スクラップ業	0
	飲料・たばこ・飼料製造業	5		金属製品製造業	19	自動車卸売業	0
	酒類製造業	2		一般機械器具製造業	7	燃料小売業	997
	たばこ製造業	0		電気機械器具製造業	14	洗濯業	15
	繊維工業	2		電子応用装置製造業	0	写真業	0
	衣服・その他の繊維製品製造業	0		電機計測器製造業	0	自動車整備業	11
	木材・木製品製造業	3		輸送用機械器具製造業	7	機械等修理業	2
	家具・装備品製造業	0		鉄道車両・同部分品製造業	0	商品検査業	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	18		船舶製造・修理業・船用機関製造業	5	計量証明業	0
	出版・印刷・同関連産業	7		精密機械器具製造業	1	一般廃棄物処理業	121
	化学工業	24		医療用機械器具製造業	3	産業廃棄物処理業	28
	塩製造業	0		武器製造業	1	特別管理産業廃棄物処分業	2
	医薬品製造業	1		その他の製造業	0	医療業	41
	農薬製造業	4	電気業		14	高等教育機関	3
	石油製品・石炭製品製造業	50	ガス業		0	自然科学研究所	30
	プラスチック製品製造業	19	熱供給業		2	国の機関又は地方公共団体の公務	0
	ゴム製品製造業	3	下水道業		189	合　計	1,822
	なめし革・同製品・毛皮製造業	0	鉄道業		14	全　国	32,890

２　届出排出量・移動量（令和2年度（2020年度））　（単位：ｔ）

区分	排出量					移動量			合計	
	大気	水域	土壌	埋立	計	廃棄物	下水道	計		構成比
北海道	1,531	356	0	0	1,887	1,429	3	1,432	3,319	全国比 0.94%
構成比	46.1%	10.7%	0.0%	0.0%	56.9%	43.1%	0.1%	43.1%	100%	
全国	112,481	6,527	24	5,081	124,114	228,830	782	229,612	353,725	
構成比	31.8%	1.9%	0.0%	1.4%	35.1%	64.7%	0.2%	64.9%	100%	

３　届出排出量・移動量の多い物質（上位5物質）（令和2年度（2020年度））　（単位：ｔ）

区分	排出量					移動量			合計	
	大気	水域	土壌	埋立	計	廃棄物	下水道	計		構成比
マンガン及びその化合物	0	42	0	0	42	985	0	985	1,027	30.9%
トルエン	633	0	0	0	633	71	0	71	704	21.2%
キシレン	292	0	0	0	292	33	0	33	324	9.8%
エチルベンゼン	211	0	0	0	211	18	0	18	229	6.9%
ホウ素化合物	0	200	0	0	200	1	0	1	201	6.1%
上位５物質の計	1,135	241	0	0	1,377	1,108	0	1,108	2,485	74.9%
合　計	1,531	356	0	0	1,887	1,429	3	1432	3,319	

４　届出排出量・移動量の多い業種（上位5業種）（令和2年度（2020年度））　（単位：ｔ）

区分	排出量					移動量			合計	
	大気	水域	土壌	埋立	計	廃棄物	下水道	計		構成比
鉄鋼業	36	0	0	0	36	1,074	0	1,074	1,109	33.4%
プラスチック製品製造業	347	0	0	0	347	7	0	7	354	10.7%
下水道業	0	332	0	0	332	0	0	0	332	10.0%
繊維工業	240	0	0	0	240	0	0	0	240	7.2%
出版・印刷・同関連産業	176	0	0	0	176	22	0	22	199	6.0%
上位5業種の計	799	332	0	0	1,131	1,103	0	1,103	2,234	67.3%
合　計	1,531	356	0	0	1,887	1,429	3	1432	3,319	

５　届出外排出量（推計値）（令和2年度（2020年度））　（単位：ｔ）

区分	対象業種	非対象業種	移動体	家庭	合計	構成
北海道	1,415	4,914	2,710	951	9,990	全国比 5.2%
構成比	14.2%	49.2%	27.1%	9.5%	100.0%	
全国	38,012	65,470	54,782	35,236	193,500	
構成比	19.6%	33.8%	28.3%	18.2%	100.0%	

資料８　ダイオキシン類調査測定結果

１　大気

(1) 一般環境調査（令和２年度（2020年度））

調査機関	調査市町村	調査地点名	調査月												測定結果（pg−TEQ/m³）	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均値	測定値
北海道	江別市	美原地区(美原自治会館)							○			○			0.012	0.012 ～ 0.012
	千歳市	富丘測定局						○			○				0.0089	0.0027 ～ 0.015
	小樽市	勝納地区						○			,○				0.0031	0.0025 ～ 0.0036
	岩見沢市	空知総合振興局							○			○			0.016	0.014 ～ 0.017
	北見市	北見地区消防組合消防本部							○			○			0.012	0.0057 ～ 0.018
	室蘭市	室蘭市役所						○			○				0.0051	0.0028 ～ 0.0073
	帯広市	緑ヶ丘測定局							○			○			0.0082	0.0044 ～ 0.012
	釧路市	春採測定局							○			○			0.012	0.0074 ～ 0.016
千歳市	千歳市	東雲測定局						○							0.0039	0.0039
石狩市	石狩市	花川北地区						○					○		0.005	0.0046 ～ 0.0054
苫小牧市	苫小牧市	明野公園局		○			○			○			○		0.0087	0.0067 ～ 0.011
登別市	登別市	幌別中学校		○					○						0.0031	0.0029 ～ 0.0032

※　環境基準：0.6 pg-TEQ／m^3

(2) 発生源周辺調査（令和２年度（2020年度））

調査機関	調査市町村	調査地点名	調査月												測定結果（pg−TEQ/m³）	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均値	測定値
北海道	江別市	角山地区							○			○			0.021	0.011 ～ 0.031
	苫小牧市	沼ノ端地区						○			○				0.014	0.0027 ～ 0.025
	石狩市	新港地区						○			○				0.0068	0.0063 ～ 0.0073
	室蘭市	輪西測定局	○			○			○			○			0.0085	0.0071 ～ 0.011
		御前水地区測定局	○			○			○			○			0.0064	0.0044 ～ 0.008
		白鳥台地区測定局	○			○			○			○			0.0069	0.0039 ～ 0.0087
		東地区	○			○			○			○			0.0084	0.0057 ～ 0.01
		祝津地区	○			○			○			○			0.008	0.0073 ～ 0.0086
江別市	江別市	工栄町地区					○						○		0.075	0.0067 ～ 0.0083
当別町	当別町	太美地区				○									0.0052	0.0052
		川下地区				○									0.0086	0.0086
苫小牧市	苫小牧市	沼ノ端公園局		○						○					0.011	0.0087 ～ 0.012

※　環境基準：0.6 pg-TEQ／m^3

(3) 沿道調査（令和元年度（2019年度））

調査機関	調査市町村	調査地点名	調査月												測定結果（pg−TEQ/m³）	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均値	測定値
北海道	北広島市	国道 36 号(大曲小学校)						○			○				0.0049	0.0034 ～ 0.064
江別市	江別市	高砂町地区					○						○		0.0075	0.0067 ～ 0.0082

※　環境基準：0.6 pg-TEQ／m^3

2　水質・底質

(1) 一般環境調査（令和２年度（2020年度））

調査機関	水系名	河川名	採取地点	調査月		水質	底質
				水質	底質	測定結果（pg−TEQ/L）	測定結果（pg−TEQ/ｇ）
北海道開発局	石狩川	石狩川	大雪ダム	10月	10月	0.067	0.39
	石狩川	石狩川	砂川大橋	10月	10月	0.08	2.2
	石狩川	石狩川	石狩大橋	10月	10月	0.081	0.5
	石狩川	石狩川	石狩河口橋	10月	10月	−	2.2
	石狩川	忠別川	忠別ダム	10月	10月	0.067	1.8
	石狩川	空知川	金山ダム	10月	10月	0.067	0.72
	石狩川	豊平川	中沼	10月	10月	0.068	0.36
	常呂川	常呂川	鹿ノ子ダム	11月	11月	0.067	0.29
	尻別川	常呂川	忠志橋	10月	10月	0.073	0.71
	尻別川	尻別川	名駒	10月	10月	0.068	1.2
	後志利別川	後志利別川	今金橋	11月	11月	0.067	0.26
	鵡川	鵡川	鵡川橋	10月	10月	0.068	0.21
	沙流川	沙流川	長知内橋	10月	10月	0.067	0.21
	十勝川	十勝川	茂岩橋	11月	11月	0.068	0.26
	十勝川	十勝川	十勝河口橋	11月	11月	−	0.39
	釧路川	釧路川	愛国浄水場取水口	11月	11月	0.067	0.21
	網走川	網走川	治水橋	10月	10月	0.069	1.1
	網走川	網走湖	ST-2	10月	10月	0.069	4.1
	湧別川	湧別川	中湧別橋	10月	10月	0.067	0.39
	渚滑川	渚滑川	ウツツ橋	10月	10月	0.067	0.21
	天塩川	天塩川	中川	10月	10月	0.075	0.88
	天塩川	天塩川	天塩大橋	9月	9月	0.068	1.8
	留萌川	留萌川	16線橋	9月	9月	0.07	0.69
	留萌川	チバベリ川	留萌ダム	9月	9月	0.068	2.1
北海道	佐呂間別川	佐呂間別川	佐呂間大橋	9月	9月	0.04	0.24
	安平川	安平川	勇払橋	9月	9月	0.039	0.12
	室蘭海域	室蘭海域	ST-4	7月 12月	7月	0.038 (0.035～0.04)	3.7
	釧路海域	釧路海域	ST-3	9月	9月	0.029	0.22
江別市	石狩川	千歳川	ゆめみ野地区	8月 2月	−	0.11 (0.065～0.15)	−
千歳市	石狩川	千歳川	長都大橋	9月	−	0.061	−
石狩市	石狩川	石狩川	石狩川河口橋	9月	−	0.19	−
	石狩川	茨戸川	樽川合流前	9月	−	0.058	−
北見市	常呂川	水木川	水木川	9月	−	0.08	−

※　環境基準：水質1pg-TEQ／L、底質150pg-TEQ／ｇ

3　地下水・土壌

(1) 一般環境調査（令和２年度（2020年度））

調査機関	振興局	調査市町村	採取試料		調査月	調査地点名	土壌	水質
			土壌	地下水			測定結果(pg-TEQ/g)	測定結果(pg-TEQ/L)
北海道	十勝	新得町	－	1	9月	西1条地区	－	0.029
		大樹町	－	1	9月	萌和地区	－	0.038
	釧路	標茶町	－	1	9月	農業者トレーニングセンター	－	0.033
		弟子屈町	－	1	9月	摩周湖の伏流水井戸	－	0.029
当別町	石狩	当別町	－	1	7月	八幡地区	－	0.12

※　環境基準：土壌1,000pg-TEQ／g、水質1pg-TEQ／L

(2) 固定発生源調査 （令和２年度（2020年度））

調査機関	振興局	調査市町村	採取試料		調査月	調査地点名	土壌	水質
			土壌	地下水			測定結果(pg-TEQ/g)	測定結果(pg-TEQ/L)
江別市	石狩	江別市	1	－	8月	角山地区	1.3	－
当別町		当別町	1	－	7月	太美地区	0.015	－
			1	－	7月	川下地区	1.4	－
北見市	オホーツク	北見市	1	－	9月	仁頃地区	0.058	－
大空町		大空町	4	－	11月	東藻琴地区	0.0～0.29	－
幕別町	十勝	幕別町	1	－	10月	豊岡地区	24.0	－

※　環境基準：土壌1,000pg-TEQ／g、水質1pg-TEQ／L

資料９　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

1　大気基準適用施設における排出ガスのダイオキシン類測定結果（令和2年度（2020年度））

特定施設種別			施設数	報告施設数	未報告					測定結果	
					新設施設数	休止等施設数	廃止施設数	測定実施施設数	測定未実施施設数	最小値～最大値 (ng-TEQ/m^3_N)	基準超過施設数
焼結鉱製造用焼結炉			1	1	0	0	0	0	0	0.065～0.24	0
製鋼用電気炉			2	2	0	0	0	0	0	0.0041～0.21	0
アルミニウム合金製造施設			16	14	0	2	0	0	0	0～0.41	0
廃棄物焼却炉	焼却能力	4t/h以上	16	16	0	0	0	0	2	0～0.44	0
		2t/h～4t/h	23	22	0	2	0	0	0	0～1.6	0
		2t/h未満	177	134	0	38	5	0	3	0～１１	1
		小　計	226	172	0	40	5	0	5	－	1
合　　計			235	189	0	40	10	0	5	－	1

※1　「施設数」は、令和2年3月31日現在の施設数に令和元年度中に廃止した施設を含む数値である。

※2　「未報告」中、「新設施設数」は、令和元年度中に設置（工事着手予定を含む。）された施設で、報告期限未到来等により報告のなかった施設数を、「休止等施設数」は、令和元年度を通じて休止したため報告がなかった施設数を、「測定実施施設数」は、令和元年度中に測定を実施したが、測定結果待ち等により、令和元年度中に報告がなかった施設数を示す。

2　水質基準適用事業場における排出水のダイオキシン類測定結果（令和2年度（2020年度））

特定施設種別		事業場数	報告事業場数	未報告					測定結果	
				新設事業場数	休止等事業場数	廃止事業場数	測定実施事業場数	測定未実施事業場数	最小値～最大値 (pg-TEQ/L)	基準超過事業場数
クラフトパルプ製造の用に供する塩素漂白施設		5(5)	4	0	1	0	0	0	0.000048～0.66	0
アセチレン製造の用に供するアセチレン洗浄施設		2(0)	－	－	－	－	－	－	－	－
廃棄物焼却炉	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	13(6)	5	0	1	0	0	0	0～0.12	0
	灰の貯留施設	6(1)	1	0	0	0	0	0	0	0
下水道終末処理施設		4(4)	2	0	1	1	0	0	0.00016～0.0009	0
PCB処理施設		2(1)	1	0	0	0	0	0	0.00053～0.38	0
合　　計		33(18)	13	0	3	1	0	0	－	0

※1　「事業場数」は、令和2年3月31日現在の事業場数に令和元年度中に廃止した事業場を加えた数値である。また、ひとつの事業場に複数の種類の施設が設置されている場合は、主たる施設で分類した。（　）内の数値は、特定施設から汚水を公共用水域に排出する事業場数を示す。

※2　「未報告」中、「新設事業場数」は、令和元年度中に設置（工事着手予定を含む。）された施設で、報告期限未到来等により報告のなかった施設数を、「休止等事業場数」は、令和元年度を通じて休止したため報告がなかった施設数を、「測定実施事業場数」は、令和元年度中に測定を実施したが、測定結果待ち等により、令和元年度中に報告がなかった施設数を示す。

資料10　ばい煙及び一般粉じんの発生施設数（※電気事業法等含む）

1　ばい煙発生施設数（平成2年度（2020年度））

大気汚染防止法施行令別表第1の項番号	施　設　種　類	施 設 数
1	ボイラー（熱風ボイラーを含む）	12,607
2	水性ガス、油ガス発生用ガス発生炉、加熱炉	3
3	金属精錬、無機化学工業品製造用焙焼炉、焼結炉、か焼炉	4
4	金属製錬用溶鉱炉、転炉、平炉（14項を除く）	3
5	金属精製、鋳造用溶解炉（こしき炉、14項、24項から26項を除く）	38
6	金属鋳造、圧延、熱処理用加熱炉	147
7	石油製品等加熱炉	15
8	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔	1
8-2	石油ガス洗浄装置付属硫黄回収装置のうち燃焼炉	3
9	窯業製品製造用焼成炉、溶融炉	47
10	無機化学工業品、食料品製造用反応炉、直火炉（26項を除く）	1
11	乾燥炉（14項を除く）	866
12	製銑、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用電気炉	11
13	廃棄物焼却炉	172
14	銅、鉛又は亜鉛の製錬用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	0
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用乾燥施設	0
16	塩素化エチレン製造用塩素急速冷却施設	0
17	塩化第２鉄製造用溶解槽	1
18	活性炭製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）用反応炉	0
19	化学製品製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	16
20	アルミニウム製錬用電解炉	0
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料製造用反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	1
22	弗酸製造用凝縮施設、吸収施設、蒸溜施設	0
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用反応施設、乾燥炉、焼成炉	0
24	鉛第２次精錬又は鉛の管、板、線製造用溶解炉	1
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	0
26	鉛系顔料製造用溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	0
27	硝酸製造用吸収施設、漂白施設、濃縮施設	0
28	コークス炉	2
29	ガスタービン	409
30	ディーゼル機関	1,990
31	ガス機関	162
32	ガソリン機関	0
計		16,500
届出工場・事業場数		7,351

2　一般粉じん発生施設数（平成2年度（2020年度末現在））

大気汚染防止法施行令別表第2の項番号	施　設　名	施 設 数
1	コークス炉	2
2	堆積場	1,947
3	コンベア	1,738
4	破砕機、摩砕機	645
5	ふるい	299
計		4,631
届出事業場・工場数		1,180

資料11　公共用水域水質測定結果

1　BOD・COD －環境基準未達成水域及び測定地点－（令和３年度（2021年度））（速報値）

水　域　名	地　点　名	所在市町村	類　型	x／y	75%値	最小～最大	平均
（河川５水域）							
茨戸川下流	生振３線北側地先	石狩市	河川B	5／12	3.5	0.6～7.1	2.9
茨戸川中流	樽川合流前	石狩市	河川B	8／12	4.7	1.2～7.4	3.8
茨戸川上流	生振８線排水路南側地先	石狩市	河川B	8／12	4.3	0.6～8.0	3.6
篠津川	篠津橋	江別市	河川A	3／ 4	2.3	2.0～4.6	2.8
佐幌川中流	清水橋	清水町	河川A	2／ 4	3.5	<0.5～4.0	2.1
（湖沼６水域）							
大沼	ＳＴ－１		湖沼A	4／ 4	3.7	3.2～5.6	4.1
	ＳＴ－２			4／ 4	3.9	3.4～8.7	5.0
阿寒湖	ＳＴ－１		湖沼ＡＡ	4／ 4	2.5	2.1～2.7	2.4
	ＳＴ－２			4／ 4	2.2	2.1～2.5	2.3
	ＳＴ－３			4／ 4	2.3	2.0～2.6	2.3
屈斜路湖	ＳＴ－１		湖沼ＡＡ	4／ 4	1.9	1.4～2.3	1.9
	ＳＴ－２			4／ 4	1.8	1.4～2.1	1.7
春採湖	ＳＴ－１		湖沼B	8／ 8	8.0	5.4～9.1	6.9
	ＳＴ－２			8／ 8	9.0	6.0～9.2	7.8
倶多楽湖	ＳＴ－１		湖沼ＡＡ	2／ 4	1.3	1.0～1.3	1.2
	ＳＴ－２			3／ 4	1.2	1.0～1.3	1.2
網走湖	ＳＴ－２		湖沼A	4／ 4	8.9	4.6～12	8.6
	ＳＴ－３			4／ 4	8.9	5.9～12	8.9
（海域１５水域）							
サロマ湖	ＳＴ－３		海域A	3／ 4	2.3	2.0～2.4	2.2
網走海域（１）	ＳＴ－７		海域B	4／ 4	4.6	3.4～4.8	4.2
網走海域（４）	ＳＴ－３		海域A	2／ 4	2.4	1.8～3.9	2.5
網走海域（５）	ＳＴ－２		海域A	3／ 4	4.1	1.5～4.2	3.0
根室海域（２）	ＳＴ－１		海域A	2／ 4	2.5	1.9～2.7	2.3
	ＳＴ－２			2／ 4	2.2	1.7～2.4	2.1
	ＳＴ－３			2／ 4	2.2	1.5～2.4	1.9
根室海域（５）	ＳＴ－１０		海域A	2／ 4	2.2	0.9～2.5	1.7
	ＳＴ－１１			2／ 4	2..1	1.0～2.6	1.7
風蓮湖	ＳＴ－１		海域A	4／ 4	5.8	3.4～6.5	5.1
	ＳＴ－２			4／ 4	3.7	3.1～5.1	3.9
厚岸湖	ＳＴ－１		海域B	4／ 4	3.7	3.2～4.7	3.7
	ＳＴ－２			4／ 4	5.1	3.8～6.3	4.9
釧路海域（５）	ＳＴ－３		海域A	2／ 4	2.3	1.2～3.6	2.2
釧路海域（６）	ＳＴ－１		海域A	3／ 4	2.4	0.9～2.4	2.0
	ＳＴ－２			2／ 4	2.1	1.1～3.8	2.1
十勝海域（３）	ＳＴ－１		海域A	2／ 4	2.1	1.6～2.5	2.0
白老海域（３）	ＳＴ－３		海域A	2／ 4	2.1	1.4～2.1	1.8
函館海域（２）	ＳＴ－１		海域A	5／ 6	2.7	1.5～3.4	2.6
	ＳＴ－２			5／ 6	3.1	1.6～3.4	2.6
	ＳＴ－３			5／ 6	2.8	1.9～5.7	3.0
森海域（２）	ＳＴ－１		海域A	3／ 4	2.2	1.4～3.4	2.3
	ＳＴ－２			3／ 4	2.5	1.8～3.3	2.5
	ＳＴ－３			3／ 4	2.4	1.8～3.2	2.4
石狩海域（３）	ＳＴ－３		海域A	2／ 4	2.3	0.9～2.3	1.8
	ＳＴ－４			2／ 4	2.3	1.2～2.7	2.0

※1　単位：mg／L

※2　河川はBOD、湖沼及び海域はCODの値を示す。

※3　「ｙ」は年間の総測定日数を、「ｘ」はｙのうち環境基準値を超えた日数を表す。

※4　BOD・CODの評価は、水域ごとに行い、同一水域内における環境基準点の75%値が１地点でも基準値を超えた場合は未達成。

※5　「75%値」とは、年間の日間平均値の全データ（ｎ個）を、小さい値から順に並べた0.75×ｎ番目（端数切上げ）の値を指す。

2　健康項目 ー環境基準未達成水域及び地点名一覧ー （令和３年度（2021 年度））（速報値）

水　域　名	地　点　名	市町村	項 目	m／n	最大値	年平均値
長流川水系弁景川	弁景橋	壮瞥町	砒素	2/3	0.013	0.011
登別川水系登別川	登別川橋上流	登別市	砒素 総水銀	3/３ 2/３	0.019 0.0007	0.016 0.0006
折戸川水系雨鱒川	雨鱒川橋	七飯町	砒素	2/3	0.022	0.017
常盤川水系常盤川	河口（常盤川）	函館市	ほう素	1/1	1.9	1.9
矢尻川水系矢尻川	矢尻川橋	函館市	砒素	3/３	0.016	0.014
矢尻川水系赤井川	赤井橋	函館市	砒素	3/３	0.042	0.032
矢尻川水系冷水川	椴法華浄水場取水口	函館市	砒素	3/３	0.020	0.019
宮沢の川水系宮沢の川	宮沢の川末流	寿都町	鉛	1/３	0.040	0.017
神社の川水系神社の川	神社の川末流	寿都町	鉛 カドミウム	2/３ 1/３	0.028 0.0063	0.019 0.0031
阿寒湖	ＳＴ－２	釧路市	砒素	1/ 1	0.012	0.012

※1　単位：mg／L
※2　「n」は総検体数、「m」は環境基準値を超える検体数を表す。

3　全窒素、全燐 ー環境基準未達成水域及び地点名一覧（速報値）

湖沼（令和３年度（2021年度））

水域名	地点名	類型	全　窒　素				全　　燐			
			m／n	最小～最大	平均	基準値	m／n	最小～最大	平均	基準値
大沼	ST－２	湖沼Ⅲ	（ 指定外 ）				2／4	0.020～0.038	0.031	0.03
阿寒湖	ST－１	湖沼Ⅲ	（ 環境基準達成 ）				2／4	0.009～0.057	0.032	0.03
	ST－２						1／4	0.012～0.058	0.032	
網走湖	ST－２	湖沼Ⅳ	4／4	0.70～2.1	1.4	0.6	4／4	0.058～0.21	0.11	0.05
	ST－３		4／4	0.68～2.3	1.5		4／4	0.040～0.21	0.12	

※1　単位：mg／L
※2　「n」は総検体数、「m」は環境基準値を超える検体数を表す。
※3　湖沼における全窒素及び全燐の評価は水域毎に行い、同一水域内における基準点の年間平均値が１地点でも環境基準値を超えた場合に未達成となる。

⑵ 海域（令和３年度（2021年度））

水域名	地点名	類型	全　窒　素				全　　燐			
			m／n	最小～最大	平均	基準値	m／n	最小～最大	平均	基準値
函館海域⑵	ST－１	海域Ⅰ	2／6	0.11～0.39	0.21	0.2	3／6	0.010～0.029	0.022	0.02
	ST－２		5／6	0.14～0.37	0.25		5／6	0.012～0.041	0.028	
	ST－３		5／6	0.19～0.82	0.40		5／6	0.010～0.079	0.035	

※1　単位：mg／L
※2　「n」は総検体数、「m」は環境基準値を超える検体数を表す。
※3　海域における全窒素及び全燐の評価は水域毎に行い、同一水域内における全環境基準点の年間平均値を平均した値が環境基準値を超えた場合に未達成となる。

資料12　公共用水域の類型別環境基準達成状況（ＢＯＤ・ＣＯＤ）

区分				河川							湖沼				海域				合計
類型				河川（BOD）						計	湖沼（COD）			計	海域（COD）			計	
				AA	A	B	C	D	E		AA	A	B		A	B	C		
平成29年度	環境基準類型指定水域数	達成期間	イ	58	81	18	－	1	－	186	4	5	－	11	21	13	19	65	262
			ロ	－	7	18	－	－	1		－	－	－		4	7	1		
			ハ	－	－	2	－	－	－		1	－	1		－	－	－		
	達成水域数	達成期間	イ	58	80	18	－	1	－	182	2	3	－	6	15	11	19	53	241
			ロ	－	7	16	－	－	1		－	－	－		2	5	1		
			ハ	－	－	1	－	－	－		1	－	0		－	－	－		
	達成率（%）	達成期間	イ	100	98.8	100	－	100	－	97.8	50.0	60.0	－	54.5	71.4	84.6	100	81.5	92.0
			ロ	－	100	88.9	－	－	100		－	－	－		50.0	71.4	100		
			ハ	－	－	50.0	－	－	－		100	－	0		－	－	－		
平成30年度	環境基準類型指定水域数	達成期間	イ	58	81	18	－	1	－	186	4	5	－	11	21	13	19	65	262
			ロ	－	7	18	－	－	1		－	－	－		4	7	1		
			ハ	－	－	2	－	－	－		1	－	1		－	－	－		
	達成水域数	達成期間	イ	58	79	18	－	1	－	180	3	3	－	6	15	13	19	53	239
			ロ	－	6	16	－	－	1		－	－	－		2	5	1		
			ハ	－	－	1	－	－	－		1	－	0		－	－	－		
	達成率（%）	達成期間	イ	100	97.5	100	－	100	－	96.8	50.0	60.0	－	54.5	71.4	84.6	100	81.5	91.2
			ロ	－	85.7	88.9	－	－	100		－	－	－		50.0	71.4	100		
			ハ	－	－	50.0	－	－	－		100	－	0		－	－	－		
令和元年度	環境基準類型指定水域数	達成期間	イ	58	81	18	－	1	－	186	4	5	－	11	21	13	19	65	262
			ロ	－	7	18	－	－	1		－	－	－		4	7	1		
			ハ	－	－	2	－	－	－		1	－	1		－	－	－		
	達成水域数	達成期間	イ	58	80	18	－	1	－	182	2	3	－	6	13	11	19	51	239
			ロ	－	7	16	－	－	1		－	－	－		2	5	1		
			ハ	－	－	1	－	－	－		1	－	0		－	－	－		
	達成率（%）	達成期間	イ	100	98.8	100	－	100	－	97.8	50.0	60.0	－	54.5	61.9	84.6	100	78.5	91.2
			ロ	－	100	88.9	－	－	100		－	－	－		50.0	71.4	100		
			ハ	－	－	50.0	－	－	－		100	－	0		－	－	－		
令和2年度	環境基準類型指定水域数	達成期間	イ	58	81	18	－	1	－	186	4	5	－	11	21	13	19	65	262
			ロ	－	7	18	－	－	1		－	－	－		4	7	1		
			ハ	－	－	2	－	－	－		1	－	1		－	－	－		
	達成水域数	達成期間	イ	56	78	17	－	1	－	177	1	3	－	5	16	12	19	56	238
			ロ	－	7	16	－	－	1		－	－	－		2	6	1		
			ハ	－	－	1	－	－	－		1	－	0		－	－	－		
	達成率（%）	達成期間	イ	96.6	96.3	94.4	－	100	－	95.2	25.0	60.0	－	45.5	76.2	92.3	100	86.2	90.8
			ロ	－	100	88.9	－	－	100		－	－	－		50.0	85.7	－		
			ハ	－	－	50.0	－	－	－		100	－	0		－	－	－		
令和3年度（速報値）	環境基準類型指定水域数	達成期間	イ	58	81	18	－	1	－	186	4	5	－	11	21	13	19	65	262
			ロ	－	7	18	－	－	1		－	－	－		4	7	1		
			ハ	－	－	2	－	－	－		1	－	1		－	－	－		
	達成水域数	達成期間	イ	58	79	18	－	1	－	181	1	3	－	5	10	12	19	50	238
			ロ	－	7	16	－	－	1		－	－	－		2	6	1		
			ハ	－	－	1	－	－	－		1	－	0		－	－	－		
	達成率（%）	達成期間	イ	100	97.5	100	－	100	－	97.3	25.0	60.0	－	45.5	47.6	92.3	100	76.9	90.1
			ロ	－	100	88.9	－	－	100		－	－	－		50.0	85.7	100		
			ハ	－	－	50.0	－	－	－		100	－	0		－	－	－		

※1　複数の環境基準点をもつ水域では、同一水域内の全ての環境基準点が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているとなる。

※2　環境基準を達成するとは、（環境基準値を超える日数）／（年間の総測定日数）が25%以下の場合をいう。

※3　達成期間は、イは「直ちに達成すべき水域」、ロは「５年以内で可及的速やかに達成すべき水域」、ハは「５年を超える期間で可及的速やかに達成すべき水域」を示す。

※4　海域には、サロマ湖、能取湖、厚岸湖、風蓮湖を含む。

資料 13　地下水の水質測定結果の概要

1　概況調査（令和３年度（2021 年度）（速報値）

市町村名	調査井戸数	環境基準項目未検出井戸数	環境基準項目検出井戸数		環境基準値超過井戸数		
					項目別井戸数(（　）内は年間平均値 mg/L) ※複数井戸があるものについては最大の数値		
				環境基準項目		As	NO3-N 等
札幌市	46	11	35	As、TCM、1.2-DCE、TCE、PCE、NO3-N 等、F、B	5	5(0.046)	
函館市	7		7	NO3-N 等、F、B			
旭川市	9	4	5	As、 NO3-N 等			
北広島市	1		1	NO3-N 等			
八雲町	1		1	NO3-N 等			
長万部町	1		1	NO3-N 等、B			
乙部町	1		1	NO3-N 等、B			
黒松内町	1	1					
島牧村	1		1	NO3-N 等、F、B			
寿都町	1		1	NO3-N 等、B			
岩見沢市	1		1	NO3-N 等、B			
栗山町	1		1	NO3-N 等	1		1(16)
長沼町	1		1	NO3-N 等、B			
美瑛町	1		1	NO3-N 等、F、B			
中富良野町	1		1	NO3-N 等			
上富良野町	1		1	NO3-N 等			
苫前町	1		1	NO3-N 等			
枝幸町	1		1	NO3-N 等			
遠軽町	1		1	NO3-N 等、B			
湧別町	1		1	NO3-N 等、B			
佐呂間町	1		1	NO3-N 等			
苫小牧市	1		1	NO3-N 等、B			
白老町	1		1	NO3-N 等			
浦河町	1		1	NO3-N 等			
士幌町	1		1	NO3-N 等	1		1(13)
上士幌町	1		1	NO3-N 等			
音更町	1		1	NO3-N 等			
厚岸町	1		1	NO3-N 等			
中標津町	1		1	NO3-N 等			
29 市町村	88	16	72		7	5(0.046)	2(16)

注）As：砒素、 TCM：四塩化炭素、1.2-DCE：1,2-ジクロロエチレン、TCE：トリクロロエチレン、PCE：テトラクロロエチレン、NO3-N 等：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、F：ふっ素、B：ほう素

2　汚染井戸周辺地区調査（令和３年度（2021 年度））（速報値）

市町村名	調査井戸数	環境基準項目未検出井戸数	環境基準項目検出井戸数		検出井戸のうち環境基準値超過井戸数 ※複数井戸があるものについては最大の数値
				環境基準項目	
札幌市	16	9	7	As、PCE	
栗山町	2		2	NO3-N 等	
2 市町村	18	9	9		

注）　As：砒素、PCE：テトラクロロエチレン、NO3-N等：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

3　継続監視調査（令和３年度（2021年度））（速報値）

市町村名	調査井戸数	環境基準項目未検出井戸数	環境基準項目検出井戸数	環境基準項目	検出井戸のうち環境基準値超過井戸数							
					項目別井戸数(( )内は年間平均値の最大値mg／L) ※複数井戸があるものについては最大の数値							
						As	TCM	1,2-DCE	PCE	NO_3-N等	F	B
札幌市	60	11	49	Pb、As、VCM、1,2-DCE、TCE、PCE、NO3-N等、F、B	30	21(0.13)		2(0.13)	6(0.27)	2(14)		
函館市	7		7	As、TCE、PCE、NO3-N等	3				2(0.023)	1(13)		
旭川市	25	5	20	As、1,2-DCE、TCE、PCE、NO3-N等	12	6(0.037)		1(0.063)	3(0.20)	3(44)		
江別市	1		1	TCM	1		1(0.0030)					
千歳市	1	1										
恵庭市	3	2	1	TCE								
北広島市	2		2	NO3-N等	1					1(13)		
石狩市	1		1	As								
北斗市	1		1	NO3-N等								
森町	2		2	NO3-N等	1					1(14)		
長万部町	1		1	As	1	1(0.018)						
江差町	1		1	PCE								
小樽市	2		2	PCE								
京極町	1		1	NO3-N等	1					1(11)		
余市町	3		3	NO3-N等								
岩見沢市	1		1	NO3-N等								
芦別市	1		1	NO3-N等	1					1(11)		
砂川市	2		2	NO3-N等								
奈井江町	2	2										
長沼町	1		1	As	1	1(0.012)						
新十津川町	1		1	PCE	1				1(0.012)			
妹背牛町	1		1	As	1	1(0.012)						
雨竜町	1		1	NO3-N等								
名寄市	1		1	As、B	1	1(0.053)						
富良野市	2		2	NO3-N等								
東川町	1		1	NO3-N等								
中富良野町	1		1	F	1						1(1.3)	
南富良野町	1		1	NO3-N等								
北見市	17		17	1,1-DCE、TCE、PCE、NO3-N等	9				1(0.014)	8(36)		
網走市	3		3	NO3-N等	3					3(24)		
美幌町	4		4	NO3-N等	1					1(13)		
津別町	3		3	NO3-N等	1					1(16)		
小清水町	2		2	NO3-N等	2					2(14)		
訓子府町	2		2	NO3-N等	1					1(17)		
遠軽町	4	2	2	PCE、NO3-N等								
湧別町	3		3	NO3-N等	3					3(21)		
大空町	1		1	NO3-N等								
苫小牧市	3		3	NO3-N等、B	2					1(11)		1(1.3)
伊達市	7	1	6	NO3-N等	2					2(21)		
安平町	3		3	NO3-N等	1					1(11)		
帯広市	3	1	2	PCE	1				1(0.024)			
音更町	4		4	NO3-N等	2					2(15)		
清水町	2		2	NO3-N等								
芽室町	1		1	NO3-N等								
幕別町	2		2	NO3-N等	1					1(15)		
池田町	1		1	F	1						1(1.0)	
豊頃町	2		2	PCE、NO3-N等	1					1(11)		
足寄町	1		1	As	1	1(0.098)						
根室市	1		1	NO3-N等								
49市町村	196	25	171		88	32(0.13)	1(0.0030)	3(0.13)	14(0.27)	37(44)	2(1.3)	1(1.3)

注）Pb：鉛、Ａｓ：砒素、ＴCM：四塩化炭素、VCM：クロロエチレン、1.1-DCE:1.1-ジクロロエチレン、1.2-DCE：1,2-ジクロロエチレン、TCE：トリクロロエチレン、PCE：テトラクロロエチレン、 ＮＯ３－Ｎ等：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、 Ｆ：ふっ素、Ｂ：ほう素

資料 14　水質汚濁防止法に係る業種別特定事業場数（令和３年度（2021 年度））

令別表番号	業種・施設名	特定事業場数		
		道所管分	政令市所管分	計
1	鉱業又は水洗炭業	7	1	8
1の2	畜産農業サービス業	681	28	709
2	畜産食料品製造業	125	7	132
3	水産食料品製造業	918	40	958
4	農業保存食料品製造業	100	8	108
5	みそ・しょう油等製造業	11	1	12
7	砂糖製造業	8	0	8
8	パン・菓子又は製あん業	11	0	11
9	米菓又はこうじ製造業	4	0	4
10	飲料製造業	63	6	69
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	47	1	48
12	動植物油脂製造業	14	1	15
13	イースト製造業	8	0	8
14	でん粉製造業	22	0	22
15	ぶどう糖又は水あめ製造業	24	0	24
16	めん類製造業	30	1	31
17	豆腐又は煮豆製造業	76	7	83
18	インスタントコーヒー製造業	1	0	1
18の2	冷凍調理食品製造業	11	1	12
19	紡績業又は繊維製品製造業	0	1	1
20	洗毛業	2	0	2
21	化学繊維製造業	0	0	0
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	1	1	2
21の3	合板製造業	11	1	12
21の4	パーティクルボード製造業	1	0	1
22	木材薬品処理業	20	1	21
23	パルプ・紙又は紙加工品製造業	11	1	12
23の2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業	10	2	12
24	化学肥料製造業	2	0	2
26	無機顔料製造業	1	0	1
27	上記以外の無機化学工業製品製造業	5	0	5
30	発酵工業	3	0	3
31	メタン誘導品製造業	1	0	1
33	合成樹脂製造業	8	0	8
36	合成洗剤製造業	1	0	1
46	上記以外の有機化学工業製品製造業	3	0	3
47	医薬品製造業	4	0	4
48	火薬製造業	1	0	1
49	農薬製造業	3	1	4
51	石油精製業	1	0	1
51の2	更生タイヤ製造業又はゴム板製造業	3	0	3
52	皮革製造業	1	0	1

令別表番号	業種・施設名	特定事業場数		
		道所管分	政令市所管分	計
53	ガラス又はガラス製品製造業	9	0	9
54	セメント製品製造業	55	1	56
55	生コンクリート製造業	240	22	262
56	有機質砂かべ材製造業	1	0	1
59	採石業	35	3	38
60	砂利採取業	127	5	132
61	鉄鋼業	6	1	7
62	非鉄金属製造業	2	0	2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	9	0	9
63の3	石炭を原料とする火力発電所の排ガス洗浄施設	1	0	1
64の2	水道施設・工業用水道施設	33	8	41
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	40	2	42
66	電気めっき施設	7	0	7
66の3	旅館業	1231	135	1366
66の4	共同調理場	16	1	17
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	3	8	11
66の6	飲食店	75	5	80
66の8	料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ	2	0	2
67	洗濯業	160	20	180
68	写真現像業	29	2	31
68の2	病院（病床数３００以上）	8	2	10
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	24	2	26
69の2	卸売市場	1	1	2
70	廃油処理施設	2	0	2
70の2	自動車特定整備事業	21	6	27
71	自動式車両洗浄施設	270	46	316
71の2	科学技術に関する研究・試験・検査又は専門教育を行う事業場	88	9	97
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	22	0	22
71の4	産業廃棄物処理施設	21	5	26
72	し尿処理施設	165	22	187
73	下水道終末処理施設	186	12	198
74	特定事業場から排出される水の処理施設	31	1	32
上記合計（公共用水域へ排出水を排出する事業場の合計）		5,174	429	5,603
有害物質使用特定事業場（上記に該当する事業場を除く）		77	161	238
有害物質貯蔵指定事業場（上記に該当する事業場を含む）		63	11	74

資料15　鉱山関係の水質調査結果（令和３年度（2021年度））（速報値）

鉱山名	市町村名	関連水域	調査地点	水素イオン濃度(pH)	健康項目（年平均値　単位:mg／L）			
					ｶﾄﾞﾐｳﾑ	鉛	砒素	総水銀
			基準値		0.003	0.01	0.01	0.0005
伊達	伊達市	気門別川	関内橋	6.9～7.1	<0.0003	<0.005	<0.005	－
虻田	洞爺湖町	赤川	赤川橋	7.2～7.7	－	<0.005	0.009	－
南白老ﾊﾟﾗｲﾄ	白老町	白老川	白老橋	6.8～7.2	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
日鉄白老			森野橋	4.9～6.8	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
幌別硫黄	壮瞥町	長流川	長流橋	6.9～7.4	<0.0003	<0.005	0.007	－
			洞爺発電所取水口	6.9～7.4	<0.0003	<0.005	0.010	－
			弁景川合流前	7.0～7.3	<0.0003	<0.005	0.008	－
			弁景橋	6.6～6.9	<0.0003	<0.005	0.011	－
			落合橋	7.1～7.5	<0.0003	<0.005	<0.005	－
		洞爺湖	ＳＴ－７	7.4～7.5	<0.0003	<0.005	<0.005	－
長万部	長万部町	長万部川	栄橋	7.5	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
八雲	八雲町	遊楽部川	遊楽部捕獲場	7.1～8.0	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
		鉛川	鉛川橋(遊楽部川合流前)	7.7～8.0	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
精進川	七飯町	雨鱒川	雨鱒川橋	3.3～3.6	0.0017	0.010	0.017	<0.0005
		折戸川	折戸川橋	6.4～7.5	0.0006	0.005	0.006	<0.0005
上国	上ノ国町	石崎川	農業用水取水口	7.6	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
			小砂子川合流前	7.4	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
		小砂子川	小砂子橋	7.6	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
日鉄桂岡		厚志内川	農業用水取水口	7.1～7.6	0. 0009	<0.005	<0.005	<0.0005
		天の川	小森大橋	7.6	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
			宮越橋	7.8	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
寿都	寿都町	神社の川	神社の川末流	5.0～7.2	0.0031	0.019	<0.005	<0.0005
		宮沢の川	宮沢の川末流	7.1～8.8	0.0020	0.017	<0.005	<0.0005
国富	共和町	堀株川	国富頭首工	8.0	<0.0003	<0.005	<0.005	－
			学橋	8.0	<0.0003	<0.005	<0.005	－
			10号橋(セトセ川合流前)	8.0	<0.0003	<0.005	<0.005	－
		シマツケナイ川	島付内橋	7.9	0.0010	<0.005	<0.005	<0.0005
		セトセ川	セトセ橋	7.9	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
倶知安	倶知安町	尻別川	目名橋	7.5～8.0	<0.0003	<0.005	<0.005	－
轟	余市町	白井川	銀橋	7.6	<0.0003	<0.005	<0.005	－
余市		湯内川	湯内橋	7.0～7.8	0.0014	<0.005	<0.005	<0.0005
			鉱山排水流入前	7.1～7.5	0.0008	<0.005	<0.005	<0.0005
		湯の沢川	湯の沢上流	7.2～8.0	0.0011	0.006	<0.005	<0.0005
小樽松倉	小樽市	勝納川	高砂橋	6.7～7.7	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
本庫	枝幸町	徳志別川	徳志別捕獲場	6.8～7.2	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
		ｵﾌﾝﾀﾙﾏﾅｲ川	新開橋	6.7～6.9	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
竜昇殿	紋別市	中渚滑豊盛川	竜昇殿鉱山坑水流入後	7.4～7.9	<0.0003	<0.005	<0.005	0.0005
			蛍雪橋(渚滑川合流前)	7.2～7.4	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
鴻之舞		モベツ川	桜橋(沈殿池排水流入後)	7.1～7.4	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
			宝生橋	6.9～7.1	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
下川	下川町	下川ペンケ川	共和橋	7.9	<0.0003	<0.005	<0.005	－
イトムカ	北見市	イトムカ川	イトムカ鉱山坑水流入後	7.3～7.7	－	－	<0.005	0.0006
			イトムカ鉱山坑水流入前	7.3～7.6	－	－	<0.005	<0.0005
		無加川	富士見橋	7.6～7.8	0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005
日鉄仲洞爺	壮瞥町	洞爺湖	ＳＴ－２	7.2～7.5	<0.0003	<0.005	<0.005	－
常磐松	函館市	矢尻川	矢尻川橋	6.8～6.9	<0.0003	<0.005	0.014	<0.0005
		赤井川	赤井橋	3.4	<0.0003	<0.005	0.032	<0.0005
		冷水川	椴法華浄水場取水口	7.2～7.6	<0.0003	<0.005	0.019	<0.0005
古部硫黄		新世川	新世橋	3.5～3.6	0.0004	<0.005	0.008	<0.0005
日鉄銭亀沢		汐泊川	河口（汐泊川）	7.3	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005

資料16　湖沼等閉鎖性水域における環境基準達成状況及び保全対策等（令和３年度（2021年度））　(R3は速報値)

区分	水域名	湖沼型	水域類型		環境基準の達成状況(COD・BOD)(mg／L・年度) 29	30	1	2	3	主な人為的汚染源	現在講じている主な水質保全対策	主な利水	これまでのアオコ等発生の有無	窒素、燐の類型指定状況
湖沼	支笏湖	貧栄養	湖沼 AA(1)		○ 0.6	○ 0.7	○ 0.8	○ 0.7	○ 0.8	旅館、飲食店	特環公共下水道（58年度一部供用開始）、上乗せ排水基準	水産	なし	湖沼Ⅰ(Pのみ) S59年度指定
	洞爺湖	貧栄養	湖沼 AA(1)		○ 1.0	○ 1.0	○ 1.0	○ 1.0	○ 1.0	旅館、飲食店、一般家庭、家畜	公共下水道（62年度一部供用開始）、上乗せ排水基準	水道 水産 発電	なし	湖沼Ⅰ(Pのみ) S59年度指定
	屈斜路湖	貧栄養	湖沼 AA(1)		× 1.6	× 1.7	× 1.9	× 1.6	× 1.9	旅館、飲食店、一般家庭	上乗せ排水基準		なし	湖沼Ⅰ(Pのみ) S59年度指定
	阿寒湖	中栄養	湖沼 AA(1)		× 2.1	× 2.5	× 2.6	× 2.6	× 2.5	旅館、飲食店、一般家庭	特環下水道（普及率:99.0%）、上乗せ排水基準	水産 発電	あり	湖沼Ⅲ S60年度指定
	大沼	富栄養	湖沼 A (3)		× 4. 4	× 3.6	× 4.6	× 5.1	× 3.9	農地、家畜、一般家庭	特環公共下水道（元年度供用開始）、上乗せ排水基準、重点対策湖沼	水産 発電 農業	あり	湖沼Ⅲ(Pのみ) S62年度指定
	網走湖	富栄養	湖沼 A (3)		× 6.7	× 5.8	× 11	× 7.4	× 8.9	旅館、一般家庭、家畜、工場	公共下水道（52年度一部供用開始）、網走川水域に上乗せ排水基準	水産	あり	湖沼Ⅳ S60年度指定
	然別湖	貧栄養	湖沼 A (3)		○ 1.7	○ 2.2	○ 2.0	○ 1.6	○ 1.7	旅館、飲食店	十勝川水域に上乗せ排水基準	水道 水産 発電	なし	湖沼Ⅱ(Pのみ) S59年度指定
	糠　平ダム湖	中栄養	湖沼 A (3)		○ 2.5	○ 3.0	○ 3.0	○ 2.5	○ 2.6	旅館	十勝川水域に上乗せ排水基準	水産 発電	なし	湖沼Ⅱ(Pのみ) S59年度指定
	春採湖	富栄養	湖沼 B (5)		× 8.7	× 9.5	× 8.1	× 8.8	× 9.0	一般家庭	公共下水道（普及率99.8%）、重点対策湖沼		あり	湖沼Ⅴ S59年度指定
	倶多楽湖	貧栄養	湖沼 AA(1)		○ 0.9	○ 1.0	○ 1.0	× 1.2	× 1.3	なし		水産	なし	湖沼Ⅰ(Pのみ) H元年度指定
	佐幌ダム貯水池	中栄養	湖沼 A (3)		○ 2.3	○ 2.2	○ 2.1	○ 2.4	○ 2.2	レクリエーション施設、家畜		水産	なし	湖沼Ⅲ(Pのみ) H10年度指定
海域	サロマ湖	貧～中栄養	海域 A (2)		× 2.3	○ 2.0	○ 1.9	× 2.3	× 2.3	ホテル、一般家庭、家畜、工場	上乗せ排水基準	水産	なし	海域Ⅰ H10年度指定
	能取湖	貧～中栄養	海域 B (3)		○ 2.3	○ 2.1	○ 2.2	○ 2.1	○ 2.1	旅館、一般家庭、家畜、工場	上乗せ排水基準	水産	なし	
	厚岸湖	富栄養	海域 B (3)		× 3.9	× 4.1	× 4.1	× 3.5	× 5.1	一般家庭、家畜、工場	上乗せ排水基準	水産	なし	
	風蓮湖	富栄養	海域 A (5)※3		× 4.9	× 5.6	× 7.3	× 4.3	× 5.8	農地、家畜		水産	なし	
河川	茨戸川	富栄養	河川 B(3)	上流	× 5.1	× 5.2	× 5.8	× 5.3	× 4.3	都市排水	石狩川水域に上乗せ排水基準	水産	あり	
				中流	× 5.1	× 4.6	× 5.4	× 6.2	× 4.7					
				下流	× 5.2	× 3.8	× 3.9	× 4.6	× 3.5					

※1　環境基準達成状況欄中、○印は達成、×印は未達成を表す。同欄の数値は、当該年度の環境基準点における測定値の75%値を示し、環境基準点が複数あるときは、その最大値を示す。

※2　水域類型欄の（　）内の数値は、湖沼及び海域においてはCODの基準値、河川においてはBODの基準値を示す。

※3　風蓮湖は海域Ａ類型であるが、自然由来を考慮し、CODの基準値は5mg／Lと定めているが、国の通常の基準値が3mg／Lであるため、H29及びR2の達成状況は、データ集計上、未達成となっている。

資料17　騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の指定市町（令和元年度（2019年度））

振興局名	指　定　市　町	指定数	振興局名	指　定　市　町	指定数
空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、栗山町、奈井江町、由仁町、新十津川町、長沼町、浦臼町、月形町、南幌町	10市 8町	上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、美瑛町、上富良野町、鷹栖町、東神楽町、東川町、当麻町、下川町、美深町	4市 8町
石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町	6市 1町	留萌	留萌市、羽幌町、増毛町	1市 2町
後志	小樽市、倶知安町、共和町、岩内町、余市町、古平町	1市 5町	宗谷	稚内市、枝幸町	1市 1町
胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町	4市 6町	ｵﾎｰﾂｸ	網走市、北見市、紋別市、美幌町、遠軽町、大空町、斜里町、興部町、雄武町	3市 6町
日高	新ひだか町、浦河町、日高町	3町	十勝	帯広市、音更町、士幌町、芽室町、幕別町、本別町、清水町、池田町、足寄町、新得町、広尾町、大樹町、浦幌町	1市 12町
渡島	函館市、北斗市、七飯町、森町、八雲町、松前町、福島町、長万部町	2市 6町	釧路	釧路市、釧路町、白糠町、厚岸町、標茶町、弟子屈町	1市 5町
檜山	江差町、今金町、せたな町	3町	根室	根室市、中標津町、別海町	1市 2町
			計		35市 68町

※1　上記市町は騒音に係る環境基準の地域類型市町でもある。

資料18　騒音規制法及び振動規制法に基づく工場・特定施設等の届出状況

令和2年度（2020年度）騒音規制法施行状況調査（環境省）

施設数 / 騒音の種類	特定工場等数	特定施設数
金属加工機械	517	1,549
空気圧縮機等	3,005	16,702
土石用破砕機等	92	341
織機	5	5
建設用資材製造機械	116	177
穀物用製粉機	26	93
木材加工機械	404	1,565
抄紙機	12	34
印刷機械	337	1,602
合成樹脂用射出成型機	19	147
鋳型造型機	11	26
合計	4,544	22,241

令和2年度（2020年度）振動規制法施行状況調査（環境省）

施設数 / 振動の種類	特定工場等数	特定施設数
金属加工機械	451	1,566
圧縮機	1,357	3,662
土石用破砕機等	96	357
織機	2	2
コンクリートブロックマシン等	39	89
木材加工機械	105	188
印刷機械	203	689
ロール機	6	33
合成樹脂用射出成型機	15	130
鋳型造型機	29	84
合計	2,303	6,800

騒音規制法施行状況調査（環境省）

資料19　騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数

年度 / 作業の種類	H30	R元	R2
くい打機等を使用する作業	238	157	167
びょう打機を使用する作業	3	1	0
さく岩機を使用する作業	1,170	1,029	1,066
空気圧縮機を使用する作業	45	33	74
コンクリートプラント等を設けて行う作業	2	0	0
バックホウを使用する作業	87	65	59
トラクターショベルを使用する作業	2	1	2
ブルドーザーを使用する作業	9	2	2
計	1,556	1,288	1,370

振動規制法施行状況調査（環境省）

年度 / 作業の種類	H30	R元	R2
くい打機等を使用する作業	304	195	198
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0
舗装版破壊機を使用する作業	2	3	5
ブレーカーを使用する作業	489	469	467
計	795	667	670

資料20　航空機騒音の測定結果及び環境基準の類型指定地域（令和３年度（2021年度））

空港名	測定点所在地	地域の類	評価値	測定機関	測　定　期　間
千歳飛行場・新千歳空港	千歳市北斗1丁目	Ⅰ	50	千歳市	4月1日～3月31日
	千歳市里美3丁目	Ⅰ	42		
	千歳市住吉1丁目	Ⅱ	*63		
	千歳市寿1丁目	Ⅱ	58		
	千歳市青葉丘2015	Ⅱ	*65		
	千歳市東雲町3丁目	Ⅱ	60		
	千歳市駒里849	Ⅱ	42		
	千歳市根志越19	Ⅱ	57		
	苫小牧市沼ノ端中央4丁目	Ⅰ	49	苫小牧市	
	苫小牧市植苗129	Ⅱ	50		
	苫小牧市植苗282	Ⅱ	56		
	苫小牧市沼ノ端18	Ⅱ	51		
	苫小牧市植苗40	Ⅱ	48		
	苫小牧市字糸井402	-	34		
	千歳市富丘3丁目	Ⅰ	52	北海道	
	千歳市梅ヶ丘1丁目	Ⅱ	57		
	千歳市東郊1丁目	Ⅱ	60		
	千歳市根志越66	Ⅱ	54		
	千歳市旭が丘4丁目	Ⅱ	59		
	千歳市駒里2212	Ⅱ	47		
	千歳市日の出1丁目	Ⅱ	59		
	千歳市弥生3丁目	Ⅱ	57		
	千歳市稲穂4丁目	Ⅱ	60		
	苫小牧市植苗190	Ⅱ	55		
	苫小牧市ウトナイ北7丁目	Ⅱ	50		
	苫小牧市植苗93	Ⅱ	48		
	苫小牧市美沢10	Ⅱ	45		
	苫小牧市植苗150	Ⅱ	55		
	苫小牧市植苗227	Ⅱ	50		
	苫小牧市勇払21	Ⅱ	57		
	苫小牧市ウトナイ南6丁目	Ⅱ	51		
	苫小牧市勇払27	Ⅱ	47		
函館空港	函館市銭亀町339	Ⅱ	50	函館市	9月23日～9月29日
	函館市古川町７	Ⅱ	48	北海道	8月5日～8月11日
	函館市湯川町３丁目38番地	Ⅱ	51		
旭川空港	上川郡東神楽町9号南14番地	Ⅱ	47	旭川市	8月20日～8月26日
	上川郡東神楽町11号南19番地	Ⅱ	52		
	旭川市西神楽3線26号	Ⅱ	49		
	東神楽町ひじり野南1条2丁目	Ⅱ	41	東神楽町	8月23日～8月29日
	東神楽町7号南4	Ⅱ	45		
帯広空港	帯広市昭和町東７線122	Ⅱ	42	帯広市	9月17日～9月23日
	更別村字勢雄272	Ⅱ	46		9月9日～9月15日
	帯広市昭和町東７線１２２	Ⅱ	41	北海道	7月27日～8月2日
	更別村字勢雄２７２	Ⅱ	46		
釧路空港	釧路市駒牧2	Ⅱ	47	釧路市	10月14日～10月20日
	釧路市桜田11	Ⅱ	42		
札幌飛行場	札幌市北区篠路１条２丁目6番地	Ⅰ	47	札幌市	8月25日～8月31日
	札幌市東区北37条東20丁目3番地	Ⅰ	48		
	札幌市東区北37条東30丁目３番地	Ⅰ	51		
	札幌市東区伏古13条５丁目７番地	Ⅰ	51		
	札幌市北区拓北５条５丁目１番地	Ⅰ	41		
	札幌市北区百合が原公園210	Ⅱ	54		
	札幌市東区モエレ沼公園1	Ⅱ	43		
	札幌市東区丘珠町726	Ⅱ	42		
	札幌市北区篠路町上篠路109	Ⅱ	48		
	札幌市東区丘珠町丘珠空港内	-	78		
十勝飛行場	帯広市南の森西1丁目	Ⅰ	48	帯広市	4月1日～3月31日
	帯広市南6線46番	Ⅱ	47		
	帯広市自由が丘3丁目6番地	Ⅰ	31		7月31日～8月13日
	帯広市南の森東2丁目7番地	Ⅰ	42		7月16日～7月29日

	帯広市西3条南35丁目1番地	Ⅱ	37		6月30日～7月14日
	帯広市稲田町東2線8番	Ⅱ	37		6月15日～6月28日
	帯広市西22条南6丁目6番地	Ⅱ	45		8月20日～9月2日

※1　評価値の単位：Lden[dB]
※2　評価値の「＊」は、環境基準が未達成であることを示す。
※3　環境基準：類型Ⅰの地域57以下、類型Ⅱの地域では62以下。

資料21　公害苦情処理事務を行う職員数（令和２年度（2020年度））

受理機関	合計	公害苦情相談員			その他の公害主管課職員		
		計	専任	兼任	計	専任	兼任
道	99	16	0	16	83	0	83
市町村	617	0	0	0	617	0	617
計	716	16	0	16	700	0	700

資料22　悪臭防止法に基づく規制地域の指定市町（令和元年度（2019年度））

振興局名	指　定　市　町	指定数	振興局名	指　定　市　町	指定数
空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、栗山町、奈井江町、長沼町、南幌町、由仁町	10市 4町	上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、美瑛町、上富良野町、鷹栖町、東神楽町	4市 4町
石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町	6市 1町	留萌	留萌市、羽幌町	1市 1町
後志	小樽市、倶知安町、共和町、岩内町、余市町	1市 4町	宗谷	稚内市	1市
胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、洞爺湖町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町	4市 5町	ｵﾎｰﾂｸ	網走市、北見市、紋別市、美幌町、遠軽町、大空町、斜里町	3市 4町
日高	新ひだか町、浦河町、日高町	3町	十勝	帯広市、音更町、士幌町、芽室町、幕別町、豊頃町、本別町、清水町、池田町、足寄町、新得町、鹿追町、広尾町、浦幌町	1市 13町
渡島	函館市、北斗市、七飯町、八雲町	2市 2町	釧路	釧路市、釧路町、白糠町、厚岸町、標茶町、弟子屈町	1市 5町
檜山		0	根室	根室市、中標津町、別海町	1市 2町
			計		35市 49町

資料23　土壌汚染対策法施行状況（令和２年度（2020年度））

関連条文	法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条
区　分	有害物質使用特定施設の廃止件数	うち、一時的免除件数	調査結果報告件数	形質変更届出件数	うち、調査命令件数	調査結果報告件数	要措置区域件数(区域数)	形質変更時要届出区域指定件数(区域数)	要措置等への申請件数
北海道	2	1	1	933	0	2	1 (1)	4 (35)	2
札幌市	5	3	8	100	1	6	4 (5)	7 (25)	3
函館市	0	0	0	15	0	0	0 (0)	0 (1)	0
旭川市	0	0	2	44	0	0	1 (4)	1 (3)	0
合　計	7	4	11	1,092	1	8	6	12	5

※ 法第6条及び第11条の（区域数）については、令和２年度(2020年度)末時点で指定されている区域数である。

資料24　指定調査機関数及び汚染土壌処理業者数（令和３年度（2021年度））

区　分	指定調査機関数 (環境省指定)	汚染土壌処理業者数 (施設数)
北海道	45 (23)	4 (5)
札幌市	-	0
函館市	-	0
旭川市	-	1 (3)
合　計	45 (23)	5 (8)

資料25-1　特定調達品目調達実績（公共工事を除く）（令和２年度（2020年度））

特定調達品目		単位	調達目標	調達実績	総調達量	特定物品調達量
紙類（7）		枚・個	100%	97.2%	604,653,809	602,588,439
文具類（８３）		本・個・枚・冊・kg	100%	96.8%	7,960,535	7,864,019
オフィス家具等（10）		脚・台・個	100%	96.5%	11,906	11,512
画像機器等（１０）		台・個	100%	97.8%	89,831	87,475
電子計算機等（4）		台・個	100%	96.5%	117,329	115,987
オフィス機器等（5）		台・個	100%	95.7%	223,222	232,441
移動電話（3）		台	100%	96.8%	246	236
家電製品（6）		台	100%	93.7%	326	301
エアコンデショナー等（3）		台	100%	93.4%	284	257
温水器等（4）		台	100%	100.0%	13	13
照明（4）	ＬＥＤ照明器具（基準値１・２）	台	100%	90.0%	150	141
	ＬＥＤを光源とした内相式表示灯	台	100%	100.0%	19	19
	蛍光ランプ	本	100%	91.9%	16,879	15,509
	電球形状のランプ	個	100%	91.2%	1,302	1,188
自動車等（3）	自動車	台	100%	82.1%	117	96
	乗用車用タイヤ	本	100%	82.8%	10,749	8,896
	２サイクルエンジン油	ﾘｯﾄﾙ	100%	68.6%	868	595
消火器（1）		台	100%	95.3%	718	684
制服・作業服（4）		着	100%	80.5%	9,928	7,916
インテリア・寝装寝具（11）		枚・台・m^2	100%	81.3%	3,279	2,981
作業手袋（1）		組	100%	91.6%	37,102	33,903
その他繊維製品（7）		台・枚・個	100%	92.4%	2,640	2,392
設備（7）		台・枚・個	100%	100.0%	79	79
防災備蓄用品（１０）		本・個・台	100%	99.7%	27,411	27,111
役務	省エネルギー診断	件	100%	100.0%	638	638
	印刷	件	100%	9.3%	1,355,777	126,356
	食堂	件	生ゴミ再生排出に努める	75.0%	4	3
	自動車専用タイヤ更生	件	100%	100.0%	25	25
	自動車整備	件	ﾘｻｲｸﾙ部品の使用に努める	47.1%	8,126	3,824
	庁舎管理	件	100%	49.4%	328	162
	植栽管理	件	100%	100.0%	11	11
	加煙試験	件	100%	66.7%	3	2
	清掃	件	100%	82.8%	215	178
	タイルカーペット洗浄	件	100%	100%	870	870
	機密文書処理	件	100%	94.9%	59	56
	害虫防除	件	100%	88.2%	17	15
	輸配送	件	100%	99.5%	2,955	2,940
	旅客輸送	件	100%	100.0%	40	40
	蛍光灯機能提供業務	件	100%	100.0%	3	3
	庁舎等において営業を行う小売業務	件	100%	100.0%	3	3
	クリーニング	件	100%	99.4%	54,232	53,904
	飲料自動販売機設置	件	100%	100.0%	66	66
	引越輸送	件	100%	100.0%	6	6
	会議運営	件	100%	-	-	-
	印刷機能等提供業務	件	100%	100.0%	13	13
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	枚	100%	83.2%	1,364,489	1,135,179

資料 25-2　特定調達品目調達実績（公共工事）（令和２年度（2020 年度））

品目分類	品目名	単位	数量			数量割合（%）
			特定調達品目	類似品目等	合計	
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	m3	5,051	274	5,405	94.9%
	土工用水砕スラグ	m3	0			
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	m3	0			
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	m3	80			
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	m3	5	0	5	100.0%
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	m3	99	0	106	100.0%
	フェロニッケルスラグ骨材	m3	7			
	銅スラグ骨材	m3	0			
	電気炉酸化スラグ骨材	m3	0			
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	m3	113,737	2,059	116,042	98.2%
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	m3	246			
	中温化アスファルト混合物	m3	0			
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	m3	910	15,038	281,503	94.7%
	再生骨材等	m3	265,555			
小径丸太材	間伐材	m3	2,014		2,014	100.0%
混合セメント	高炉セメント	t	30,542	1,483	33,539	95.6%
	フライアッシュセメント	t	1,514			
	生コンクリート（高炉）	m3	200,027	0	203,632	100.0%
	生コンクリート（フライアッシュ）	m3	3,606			
セメント	エコセメント	m3	273		273	100.0%
ｺﾝｸﾘｰﾄ及びｺﾝｸﾘｰﾄ製品	透水性コンクリート	m3	30		30	100.0%
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	m3	34	168	202	16.8%
塗料	下塗用塗料（重防食）	kg	39,314	647	39,961	98.4%
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	kg	361	10,783	11,144	3.2%
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	kg	4,500	0	4,500	100.0%
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	kg	0			
園芸資材	バークたい肥	m3	347	0	347	100.0%
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	m3	0			
道路照明	LED道路照明	基	440	13	453	97.1%
タイル	セラミックタイル	m2	3,837	0	3,837	100.0%
建具	断熱サッシ	個数	743		743	100.0%
	断熱ドア	個数	152		152	100.0%
製材等	製材	m3	2,287		2,287	100.0%
	集成材	m3	168		168	100.0%
	合板	m3	4,787		4,787	100.0%
	単板積層材	m3	501		501	100.0%

品目分類	品目名	単位	数量			数量割合（%）
			特定調達品目	類似品目等	合計	
再生木質ボード	パーティクルボード	m2	422	0	81	100.0%
再生木質ボード	繊維板	m2	0	0	55	100.0%
	木質系セメント板	m2	220	0	220	100.0%
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	件	4	0	4	100.0%
ビニル系床材	ビニル系床材	m2	3,414	2,155	5,568	61.3%
断熱材	断熱材	m2	13,516		13,516	100.0%
照明機器	照明制御システム	工事数	10	0	10	100.0%
変圧器	変圧器	台	12	0	12	100.0%
空調用機器	吸収冷温水機	台	0	0	0	-
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	台	2	0	2	100.0%
	送風機	台	15	2	17	88.2%
	ポンプ	台	39	4	43	100.0%
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	m	3,700	0	3,700	100.0%
衛生器具	自動水栓	工事数	10	0	10	100.0%
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	工事数	60	0	60	100.0%
	大便器	工事数	166	48	214	77.6%
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	m2	397		129,935	100.0%
	合板型枠	m2	129,538			
建設機械	排出ガス対策型建設機械	工事数	795	0	825	99.9%
	低騒音型建設機械	工事数	607	0	641	99.8%
	低騒音・排出ガス対策型建設機械	工事数	2,381	4	2,424	100.0%
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	工事数	10	0	10	100.0%
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	工事数	10	0	10	100.0%
コンクリート魂再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	工事数	42	1	43	97.7%
舗装(表層)	路上表層再生工法	工事数	19		19	100.0%
舗装(路盤)	路上再生路盤工法	工事数	24		24	100.0%
法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	工事数	41	8	49	93.7%
山留め工法 舗装	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	工事数	0	0	0	-
	排水性舗装	工事数	3		3	100.0%
	透水性舗装	工事数	1		1	100.0%

※1　公共工事関係の調達目標については「可能な限り調達に努めること」としている。

※2　表中の「数量割合」は特定調達品目と類似品目の合計数量に占める特定調達品目の割合である。

※3　類似品目の特定が困難な品目については、特定調達品目の調達量のみを表示している。

※4　調達実績がなかった品目については、除いている。

資料26　持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

2015年９月に国連サミットにおいて、2030年までの国際社会の目指すべき目標として「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」が採択されました。その中核をなす「持続可能な開発目標」いわゆるSDGs（エスディージーズ）は、貧困、教育、水資源やエネルギー対策などに関する17の目標（ゴール）と、具体的な達成目標である169のターゲットを、先進国を含むすべての国の共通の目標として示したものです。

 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し持続可能な農業を促進する。	 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し生涯学習の機会を促進する。	 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。
 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	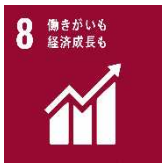 包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全か生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。	 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	 各国内及び各国間の不平等を是正する。
 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	 持続可能な生産消費形態を確保する。	 気候変動及びその影響を軽減するための救急対策を講じる。	 持続可能な開発の為に海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
 持続可能な開発の為の平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。		 持続可能な開発の為の実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。		

出典：外務省ホームページより

＜国の取組＞

国では、2016年5月に総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整えました。さらに，この本部の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs推進円卓会議」における対話を経て、同年12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。

また、2019年12月の第8回推進本部会合では、2016年の策定以降初めて「SDGs実施指針」を改定するとともに、2020年のSDGs推進のための具体的施策をとりまとめた『SDGsアクションプラン2020』を決定しました。

◎SDGs実施指針改訂版・優先課題

優先課題	2030 アジェンダとの対応
1　あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現	People（人間）
2　健康・長寿の達成	
3　成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	Prosperity（繁栄）
4　持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備	
5　省・再生エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会	Planet（地球）
6　生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	
7　平和と安全・安心社会の実現	Peace（平和）
8　SDGｓ実施推進の体制と手段	Partnership（ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟ）

＜北海道の取組＞

道では、2018年４月に、知事を本部長とする「北海道ＳＤＧｓ推進本部」を立ち上げ、全庁一体となった取組を進めることとし、同年６月には国から「SDGｓ未来都市」に選定されました。同年８月には、企業・団体・自治体などSDGｓの実践者や関心のある方々が情報を共有し、連携・協働する全道的な組織である「北海道SDGｓ推進ネットワーク」を設立し、ネットワークを通じた情報共有や会員同士の意見交換の場づくりなどに取り組んでいます。

また、同年12月には、オール北海道でSDGｓを推進するため、道内の皆さんが互いに共有する基本的な指針となり、具体的な行動につなげていくためのガイドラインとして「北海道 SDGｓ推進ビジョン」を策定するなど、北海道の価値を活かした広域的なSDGｓの展開に取り組んでいます。

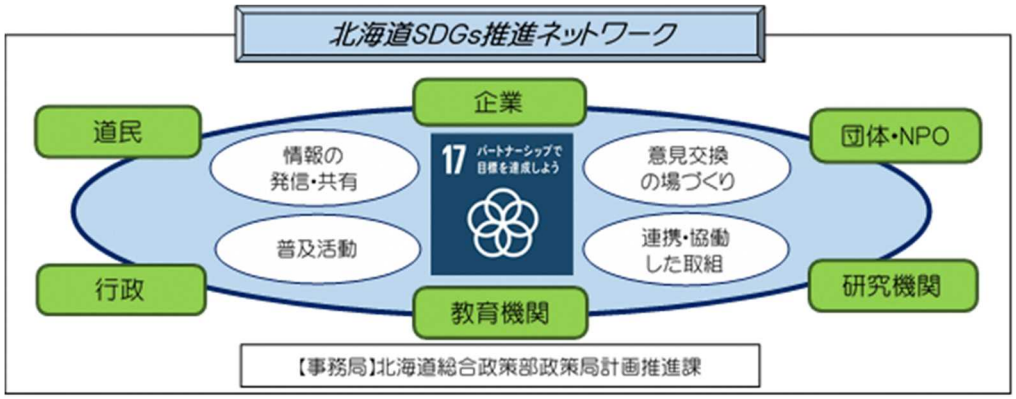

詳細については、道のホームページをご参照ください。

（北海道SDGｓ推進ネットワーク）

http: //www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sks/SDGs/network.htm

（北海道SDGｓ推進ビジョン）

http: //www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sks/SDGs/hkdsdgs-suishinvision.htm

資料27　環境道民会議参加団体一覧

環境道民会議参加団体一覧（66団体）

※最新の情報はホームページを参照してください。

1	エコロジア北海道２１推進協議会	28	北海道自然体験活動推進協議会（えぞＣＯＮＥ）	55	(一社)北海道ハイヤー協会
2	ＮＰＯ法人 ezorock	29	(一社)北海道自然保護協会	56	(一社)北海道バス協会
3	循環（くるくる）ネットワーク北海道	30	北海道市長会	57	北海道百貨店協会
4	札幌市	31	北海道自動車処理協同組合	58	(一社)北海道ビルヂング協会
5	石油連盟北海道石油システムセンター	32	認定ＮＰＯ法人北海道市民環境ネットワーク	59	北海道ボランティア・レンジャー協議会
6	(一社)日本ガス協会北海道部会	33	(公社)北海道浄化槽協会	60	北海道木材産業協同組合連合会
7	(一社)日本建設業連合会北海道支部	34	(一社)北海道商工会議所連合会	61	(公社)北海道森と緑の会
8	(公社)日本青年会議所北海道地区協議会	35	北海道商工会連合会	62	北海道容器商業協同組合
9	日本チェーンストア協会北海道支部	36	北海道商店街振興組合連合会	63	北海道林業協会
10	(一社)日本鉄リサイクル工業会北海道支部	37	(一社)北海道消費者協会	64	(一財)北海道老人クラブ連合会
11	(公社)日本包装技術協会･北海道支部	38	(一社)北海道食品産業協議会		
12	日本野鳥の会札幌支部	39	北海道女性団体連絡協議会	65	道内報道機関
13	北海道環境カウンセラー協会	40	北海道スーパーマーケット協会	新聞社	(株)朝日新聞社北海道支社
14	(公財)北海道環境財団	41	北海道生活協同組合連合会	新聞社	(株)北海道新聞社
15	北海道環境整備事業協同組合	42	北海道製紙原料直納商業組合	新聞社	(株)毎日新聞社北海道支社
16	(一社)北海道環境保全協会	43	(公財)北海道青少年育成協会	新聞社	(株)読売新聞東京本社北海道支社
17	(公社)北海道観光振興機構	44	(一社)北海道造園緑化建設業協会	テレビ局	札幌テレビ放送(株)（ＳＴＶ）
18	(一社)北海道機械工業会	45	(一社)北海道測量設計業協会	テレビ局	(株)テレビ北海道（ＴＶｈ）
19	北海道漁業協同組合連合会	46	(一社)北海道体験観光推進協議会	テレビ局	日本放送協会札幌放送局（ＮＨＫ）
20	北海道グリーン購入ネットワーク	47	(公財)北海道地域活動振興協会	テレビ局	北海道テレビ放送(株)（ＨＴＢ）
21	ＮＰＯ法人北海道グリーンファンド	48	(一社)北海道中小企業家同友会	テレビ局	北海道文化放送(株)（ＵＨＢ）
22	北海道経済連合会	49	北海道町村会	テレビ局	北海道放送(株)（ＨＢＣ）
23	(一社)北海道建設業協会	50	(一社)北海道町内会連合会	ラジオ局	(株)ＳＴＶラジオ
24	(公社)北海道交通安全推進委員会	51	(公社)北海道トラック協会	ラジオ局	(株)エフエム・ノースウェーブ
25	(公社)北海道産業廃棄物協会	52	北海道二輪車商業協同組合	ラジオ局	(株)エフエム北海道
26	(一社)北海道市場協会	53	北海道農業協同組合中央会		
27	北海道自然観察協議会	54	北海道廃タイヤ事業協同組合	66	北海道

資料28　環境関係各種審議会

環境関係各種審議会

＜北海道環境審議会＞

北海道環境審議会は、知事の諮問に応じ環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 43 条第１項、自然環境保全法（昭和４７年法律第８５号）第５１条第１項及び北海道環境審議会条例（平成６年７月８日条例第３４号）に基づき設置されています。

委員は、学識経験のある者のうちから 17 名が選任されており、任期は２年となっています。また、現在、条例に基づき、水環境部会、自然環境部会、温泉部会、地球温暖化対策部会の４つの部会が設置されており、各部会では審議会から付託された事項についての調査審議を行っています。

【令和３年度（2021 年度）の開催実績】

〇北海道環境審議会

年月日	主な審議事項
R3. 5. 27	令和３年度（２０２１年度）公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成 環境緑地保護地区の指定区域の変更について　など
R3. 10. 15	北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて 北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて　など
R4. 1. 26	第 13 次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定について 北海道アザラシ管理計画（第３期）の策定について　など
R4. 2. 15	北海道地球温暖化対策推進計画の見直しに係る答申について

・水環境部会

年月日	主な審議事項
R3. 12. 21	令和４年度（2022 年度）公共用水域の水質測定計画の作成について 令和４年度（2022 年度）地下水の水質測定計画の作成について
R4. 1. 25	令和４年度（2022 年度）公共用水域の水質測定計画の作成について 令和４年度（2022 年度）地下水の水質測定計画の作成について

・自然環境部会

年月日	主な審議事項
R3. 7. 27	第 13 次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定について（諮問） 北海道アザラシ管理計画（第３期）の策定について （諮問）　など
R3. 10. 18	第 13 次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定について（審議） 北海道アザラシ管理計画（第３期）の策定について （審議）　など
R3. 11. 18	第 13 次北海道鳥獣保護管理事業計画の策定について（審議・答申） 北海道アザラシ管理計画（第３期）の策定について （審議・答申）　など

・温泉部会

年月日	主な審議事項
R3. 5. 19	温泉法の規定に基づく許可申請について
R3. 9. 3	温泉法の規定に基づく許可申請について
R3. 12. 1	温泉法の規定に基づく許可申請について
R4. 3. 4	温泉法の規定に基づく許可申請について

・地球温暖化対策部会

年月日	主な審議事項
R3. 10. 25	北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて 北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて
R3. 11. 18	令和２年度（2020 年度）における北海道地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び施策の実施状況について
R3. 12. 27	北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて 北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて
R4. 1. 27-2. 4 （書面開催）	北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて
R4. 2. 8	北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて 北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて

＜北海道環境影響評価審議会＞

北海道環境影響評価審議会は、主に環境影響評価法又は北海道環境影響評価条例に基づく対象事業について、専門的知識と経験から調査、予測及び評価の手法等に係る調査審議などを行うため、北海道環境影響評価条例（平成 10 年 10 月 26 日条例第 42 号）第56 条に基づき設置しています。委員は、学識経験者 15 名を選任しており、任期は２年としています。

【令和３年度（2021 年度）の開催実績】

年月日	審議対象事業件数	年月日	審議対象事業件数
R3.4.15	5件	R3.11.16	3件
R3.6.2	3件	R3.12.15	2件
R3.9.3	1件	R4.2.3	1件
R3.10.14	2件	R4.3.8	1件

環 境 行 政 の 歩 み

1　環境行政の変遷

年月	事項
S33.9	北海道立自然公園審議会の設置
S36.12	北海道ばい煙対策審議会の設置
S38.12	北海道鳥獣保護審議会の設置
S39.2	北海道公害対策審議会の設置（北海道ばい煙対策審議会の廃止）
S40.11	北海道無煙燃料開発促進協議会の設置 北海道地方行政連絡会議に公害部会の設置
S45.4	北海道公害防止研究所の設置（衛生研究所公害部の昇格）
S45.8	北海道公害対策本部の設置（北海道地方行政連絡会議公害部会の廃止）
S45.10	道議会公害対策特別委員会の設置
S45.11	北海道公害審査会の設置 支庁、保健所等に公害苦情相談員の設置
S46.1	北海道自然保護審議会の設置
S46.12	北海道水質審議会の設置
S47.4	企画部環境局から生活環境部に組織改正（公害調整課、公害規制課、自然保護課）
S48.11	北海道地方行政連絡会議に環境保全部会の設置（北海道公害対策本部の廃止）
S49.1	北海道自然環境等保全審議会の設置（北海道自然公園審議会、北海道鳥獣保護審議会、北海道自然保護審議会の廃止）
S49.5	北海道特定開発行為審査会の設置 生活環境部にアセスメント担当主査の設置 伊達地方環境監視室の設置
S49.12	支庁に土地利用係を設置
S50.5	公害調整課を環境管理課と環境審査課に再編 公害規制課を公害対策課に改称
S53.10	北海道環境影響評価審議会の設置
S54.1	環境審査課を環境影響審査課に改称
S55.4	苫小牧地方環境監視センターの設置

年月	事項
S59.4	環境管理課と環境影響審査課を環境保全課として統合
S61.4	北海道原子力環境センターの設置
S63.4	生活環境部から保健環境部に組織改正（環境調整課、環境対策課、衛生施設課、自然保護課）
H2.4	環境調整課に脱スパイクタイヤ推進室を設置
H3.5	北海道公害防止研究所を北海道環境科学研究センターに組織改正 衛生施設課に資源リサイクル推進室を設置
H6.8	北海道公害対策審議会を廃止し、北海道環境審議会を設置
H7.6	保健環境部に環境室を設置（環境政策課、環境対策課、環境整備課、自然保護課）
H9.4	北海道環境基本条例に基づき「環境保全推進委員」（300 名）を設置（公害監視委員の廃止）
H9.6	保健環境部から環境生活部に組織改正（環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、自然環境課） 支庁に環境生活課を設置 環境科学研究センターに道東地区野生生物室を設置
H10.4	環境科学研究センターに道南地区野生生物室を設置
H12.4	北海道自然環境保全審議会と北海道環境審議会を統合し、新たな北海道環境審議会を設置
H13.4	北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館の設置
H15.6	循環型社会の構築を推進するための組織の一部強化
H16.7	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会」の設置
H17.9	「北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議」の設置
H17.10	環境室に参事（知床遺産）を設置

年月	事項
H18.4	組織機構改正により環境室から環境局へ
H20.3	苫小牧地方環境監視センターの廃止
H20.4	自然環境課と参事（知床遺産）を統合
H22.4	環境生活部に地球温暖化対策室を設置 環境政策課と環境保全課を統合し、環境推進課を設置 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）の設立（環境科学センターを含む22の試験研究機関で構成）
H23.6	環境生活部にエゾシカ対策室を設置
H25.4	環境生活部にエゾシカ対策課を設置 自然環境課を生物多様性保全課に改称
H28.4	環境推進課を環境政策課に、地球温暖化対策室を低炭素社会推進室に改称
H30.4	低炭素社会推進室を気候変動対策課に改組 エゾシカ対策課を生物多様性保全課に統合
R2.4	生物多様性保全課を自然環境課に改称 道総研にエネルギー・環境・地質研究所（エネ環地研）の設置（工業試験場環境・エネルギー部、環境科学研究センター、地質研究所の3つの組織を統合）
R3.4	気候変動対策課に北海道気候変動適応センターを設置
R3.8	環境生活部にゼロカーボン推進監及びゼロカーボン推進局を設置 ゼロカーボン戦略課を設置
R4.4	環境局を環境保全局に改称 環境生活部に自然環境局、野生動物対策課を設置

2　主な環境施策

(1)道の施策

年月	施策内容
S25.8	「北海道立公園条例」の制定 襟裳道立公園の指定
S30.4	厚岸、富良野芦別道立公園の指定
S35.4	檜山道立自然公園の指定
S36.6	恵山道立自然公園の指定
S37.4	暑寒別道立自然公園の指定
S37.12	野付風蓮道立自然公園の指定
S38.12	「第1次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
S39.2	天売焼尻道立自然公園の指定
S40.5	「支庁公害対策連絡協議会設置要領」の制定
S42.1	「第2次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
S43.5	松前矢越、北オホーツク道立自然公園、道立自然公園野幌森林公園の指定
S44.2	「公害対策基本法」に基づき二酸化硫黄に係る環境基準を設定
S44.10	「北海道公害防止条例」の制定
S44.11	「騒音規制法」に基づき札幌市など8市を指定地域に指定
S44.12	「大気汚染防止法」に基づき札幌市を指定地域に指定
S45.2	「公害対策基本法」に基づき一酸化炭素に係る環境基準を設定
S45.7	北海道公害防止施設改善資金貸付制度の創設
S45.9	「公害対策基本法」に基づく水質環境基準生活環境項目)を石狩川等3水域に類型指定
S45.10	「北海道自然保護条例」の制定 道議会公害対策特別委員会の設置 「北海道公害紛争処理条例」の制定
S46.3	室蘭保健所にテレメータの設置(49.4 室蘭市に移管)

年月	施策内容
S46.6	「大気汚染防止法」に基づき札幌市を燃料規制地域に指定(51.9 旭川市指定) 「騒音規制法」に基づき自動車騒音の大きさの許容限度を設定
S46.10	「北海道公害防止条例」の全部改正
S46.12	「公害対策基本法」に基づく水質環境基準(健康項目)の設定
S47.1	「公害対策基本法」に基づく浮遊粒子状物質に係る環境基準の設定
S47.3	「支庁管内環境保全対策連絡協議会設置要領」の制定(支庁公害対策連絡協議会設置要領の廃止) 余市岳等 36 地区を環境緑地保護地区等に指定 「第3次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
S47.4	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく上乗せ排水基準を石狩川等 7 水域に指定
S47.6	狩場茂津多道立自然公園の指定
S47.7	北海道公害防止基金制度の発足(北海道公害防止施設改善資金貸付制度の廃止)
S47.9	「公害防止推進計画」の作成 10 地域
S47.12	自動車排出ガスの量の許容限度を設定
S48.5	「公害対策基本法」に基づき二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準を設定
S48.12	「北海道自然環境等保全条例」の制定(北海道自然保護条例の廃止)
S49.4	「公害対策基本法」に基づく騒音環境基準を札幌市等 32 市 9 町に類型指定 朱鞠内道立自然公園の指定
S49.5	「北海道公害苦情処理要綱」の制定(公害苦情処理要綱の廃止)
S49.7	「悪臭防止法」に基づき函館市等 10 市 5 町を規制地域に指定

年月	施策内容
S49.9	北方圏環境会議の開催 利尻礼文サロベツ国立公園の指定
S49.10	「北海道自然環境保全基本方針」の策定
S49.12	「苫小牧地域公害防止計画」の策定 「産業廃棄物処理計画」の策定
S50.1	「北海道公害防止条例施行規則」の一部を改正（粉じん発生施設に係る構造等の基準の設定）
S50.3	「公害対策基本法」に基づく航空機騒音環境基準を札幌市等 9 市 23 町に類型指定 江別市等 13 地域で「緑化推進計画」を作成
S50.7	「北海道土地利用基本計画」の決定
S51.2	「室蘭地域公害防止計画」の策定
S51.5	7地域（大千軒岳、静狩礼文華、松山ピヤシリ、以久科海岸、尾幌、落石岬、ユルリ島）を道自然環境保全地域に指定
S52.1	「札幌地域公害防止計画」の策定
S52.3	「第4次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
S52.12	「自然環境保全法」に基づき、十勝川源流部原生自然環境保全地域、大平山自然環境保全地域を指定
S53.1	天塩岳道立自然公園の指定
S53.3	「振動規制法」に基づき札幌市等 11 市 5 町を指定地域に指定
S53.7	「北海道環境影響評価条例」の制定
S54.1	北海道環境影響評価条例の全面施行
S55.2	自然環境保全法に基づき、遠音別岳原生自然環境保全地域を指定
S55.3	「りんを含む合成洗剤対策推進要綱」の制定
S55.11	斜里岳道立自然公園の指定
S56.10	日高山脈襟裳国定公園の指定
S57.1	「札幌地域公害防止計画」の策定（第2次計画）
S57.3	「第5次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
S57.4	「みどりの環境構想」の策定
S57.12	湖沼の窒素及びりんに係る環境基準の設定
S58.4	「北海道緑化指針」の策定 「北海道開拓の村」の開村

年月	施策内容
S59.1	「北海道スパイクタイヤ使用自粛指導に関する実施要綱」の制定（59 年 4 月 1 日から施行）
S59.3	「官能試験法による悪臭防止対策指導要綱」の制定
S60.5	湖沼の窒素及びりんに係る排水基準の設定
S62.1	「札幌地域公害防止計画」策定（第3次計画）
S62.4	「第6次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
S62.7	釧路湿原国立公園の指定
S63.7	「アスベスト問題対策基本方針」の制定
H 元.2	「北海道環境管理計画（豊かな自然とよりよい環境をめざして）」の策定
H 元.4	「悪臭防止法」に基づき大野町ほか 2 町を規制地域に指定
H 元.7	「北海道自然環境保全指針」の策定 窒素及びりんに係る排水基準の適用対象湖沼の追加
H 元.10	「北海道脱スパイクタイヤ推進条例」の制定
H2.3	「北海道環境保全基金」の創設
H2.9	暑寒別道立自然公園及び天売焼尻道立自然公園の指定の解除
H2.10	「地球温暖化防止行動計画」の策定 「北海道快適環境づくり指針」の策定
H2.11	「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」の策定 「北海道リゾート開発指針」の策定
H2.12	北海道湖沼環境保全基本指針に基づき春採湖を重点対策湖沼に指定
H3.3	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき札幌市など 6 市 1 町を指定地域に指定（第1次指定） 「ゴルフ場における芝の病害虫・雑草防除指針（暫定版）」の策定
H3.8	「公害対策基本法」に基づく土壌の汚染に関する環境基準の設定
H4.3	「第3次北海道産業廃棄物処理計画」の策定 「北海道みどりの環境づくり計画」の策定 「札幌地域公害防止計画」の策定（第4次計画）

年月	施策内容
H4.4	「北海道湖沼環境保全基本指針」に基づきクッチャロ湖を重点対策湖沼に指定 「第7次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
H4.8	「第 34 回自然公園大会」を支笏湖畔で開催 「湿原保全国際フォーラム」を浜中町、釧路市、札幌市で開催
H4.10	「北方圏フォーラム」理事会の開催（ 道提案プロジェクトの実施計画の採択） 「アジア湿原シンポジウム」を釧路市で開催
H4.11	「廃棄物の減量化・リサイクルアクションプラン」の策定
H4.12	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき旭川市など 20 市 65 町を指定地域に追加指定（第2次指定）
H5.3	水質汚濁に係る環境基準及び地下水の評価基準の改正並びに要監視項目の設定 「ゴルフ場における芝の病害虫・雑草防除指針」の策定
H5.4	地球環境問題、環境教育、湿原保全など新たな環境問題に対応するための組織の一部強化
H6.3	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき留萌市など 5 市 5 町を指定地域に追加指定（第3次指定）
H6.6	「北海道湿原保全マスタープラン」の策定
H6.7	「北海道における高度技術の利用に伴う化学物質等の管理に関する環境保全指針」の策定
H6.8	「北海道環境審議会条例」を施行
H7.9	北海道環境審議会から「北海道の環境行政のあり方」について答申
H7.10	「北方圏フォーラム総会」の開催（ 札幌市、赤井川村）、「北方圏フォーラム環境関連プロジェクト委員会」の開催（札幌市）
H7.11	「北海道湖沼環境保全基本指針」に基づき大沼を重点対策湖沼に指定
H8.1	北海道環境基本条例素案骨子を公表。広く道民意見を公募

年月	施策内容
H8.3	「北海道環境配慮指針（オフィス編）」の策定 「釧路湿原保全プラン」の策定
H8.4	「北海道地球環境保全行動指針（アジェンダ 21 北海道）」の策定
H8.7	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき小樽市など 3 市 9 町 2 村を指定地域に追加指定（第4次指定）
H8.9	北方圏フォーラムにおいて「北方圏野生動物保護管理指針」を策定
H8.10	「北海道環境基本条例」の制定 北海道環境基本条例の制定に伴う「北海道公害防止条例」及び「北海道自然環境等保全条例」の一部改正 「北海道野生動物保護管理指針」の策定
H8.12	「北海道環境配慮指針（公共事業編）」の策定 「環境基本法」に基づきベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに係る環境基準を設定
H9.2	「札幌地域公害防止計画」の策定（第 5 次計画）
H9.3	地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定
H9.4	（財）北海道環境財団の設立 北海道環境基本条例に基づき「環境保全推進委員」（300 名）を設置（公害監視委員の廃止） 北海道環境審議会から「北海道の水道水源の保全の基本的な考え方について」答申 「第8次北海道鳥獣保護事業計画」策定
H9.5	「全道みな下水道構想」の策定
H9.12	「ごみ処理の広域化計画」の策定
H10.2	「北海道新エネルギー・ローカルエネルギービジョン」の策定
H10.3	「北海道環境基本計画」策定 「道東地域エゾシカ保護管理計画」策定 「サロベツ湿原群保全プラン」策定 「北海道の水道水源保全に関する基本方針」策定
H10.10	「北海道環境影響評価条例」の全面改定
H11.2	公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正

年月	施策内容
H11.4	(財)北海道環境財団を「北海道地球温暖化防止活動推進センター」に指定 「クッチャロ湖湿原保全プラン」策定
H11.6	「北海道の内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針」(北海道環境ホルモン取組方針)の策定
H11.12	「環境基本法」に基づきダイオキシン類に係る環境基準を設定
H12.3	「ごみゼロ・プログラム北海道」策定 「雨竜沼湿原保全プラン」策定
H12.6	「北海道地球温暖化防止計画」策定 「北海道環境管理システム」の運用開始 「エコランド北海道 21 プラン」の策定
H12.9	「エゾシカ保護管理計画(第 1 期)」の策定
H12.11	「北海道環境管理システム」が ISO14001 認証取得
H13.2	「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」の策定
H13.4	「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」の制定 「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」の制定 「北海道レッドデータブック 2001」を公表
H13.4	「環境基本法」に基づきジクロロメタンに係る環境基準を設定
H13.5	「北海道地球温暖化防止活動推進員」制度の創設
H13.8	「北海道グリーン購入基本方針」の策定
H13.9	「札幌地域公害防止計画」の策定(第6次計画)
H13.12	「北海道廃棄物処理計画」の策定
H14.3	「第9次北海道鳥獣保護事業計画」策定 「エゾシカ保護管理計画(第 2 期)」の策定 「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定希少野生動植物種 12 種を指定 「北海道森林づくり条例」制定
H14.4	出先機関における北海道環境管理システムの準用開始
H14.6	「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定希少野生動植物種 12 種のうち、7 種を特定希少野生動植物種に指定
H15.3	「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」の制定 「北海道アライグマ対策基本方針」、「アライグマ対策行動計画」の策定
H16.3	「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づきヒダカソウ生育地保護区を指定 「北海道の外来種リスト～北海道ブルーリスト 2004～」の作成 「全道みな下水道構想リニューアルプラン」の策定
H16.4	「循環的利用施設の整備促進に向けた基本的な考え方」の策定
H16.5	「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定希少野生動植物種 8 種を指定
H16.12	「北海道再生品利用拡大方針」の策定及び「北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱(リサイクル製品認定制度)」の創設
H17.3	「北海道循環型社会推進基本計画」の策定及び「北海道廃棄物処理計画」の改定 「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更 「循環型社会の形成に向けたリサイクル関連産業支援方針」の策定
H17.5	「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定希少野生動植物種2種を指定
H17.11	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定」の締結
H17.12	「北海道環境教育基本方針」の策定 「北海道循環資源利用促進税条例」の制定「北海道ゼロ・エミ大賞表彰制度」の創設
H18.2	「建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針」の策定
H18.3	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の策定
H18.7	「北海道リサイクルブランド認定及び利用推進要綱」(北海道リサイクルブランド認定制度)の創設
H18.10	「北海道循環資源利用促進税条例」の施行
H18.12	「北海道 PCB 廃棄物収集運搬実務要領」の作成

年月	施策内容
H19.3	「第9次北海道鳥獣保護事業計画」の変更（計画期間の延長） 「エゾシカ保護管理計画（第2期）」の変更（計画期間の延長）
H19.4	「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定希少野生動植物種2種を指定
H19.5	横津岳及び袴腰岳を恵山道立自然公園に編入
H19.6	野幌森林公園事務所の廃止
H20.2	「北海道動物愛護管理推進計画」の策定
H20.3	「北海道環境基本計画［第2次計画］」の策定 「第 10 次北海道鳥獣保護事業計画」の策定 「エゾシカ保護管理計画（第3期）」の策定 苫小牧地方環境監視センターの廃止 「北海道における高度技術の利用に伴う化学物質等の管理に関する環境保全指針」の廃止 「北海道の内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針」の改訂（「北海道の化学物質問題に関する取組方針」と名称変更）
H20.4	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の変更
H20.5	北海道PCB廃棄物処理事業の操業開始
H20.7	北海道洞爺湖サミットの開催
H20.10	「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」の制定
H21.3	「北海道地球温暖化防止対策条例」の制定 「北海道環境行動計画（どうみん グリーン アクション）」の策定 北海道脱スパイクタイヤ推進条例を見直し「北海道スパイクタイヤ対策条例」に改題
H21.9	「環境基本法」に基づき PM2.5 に係る環境基準を設定
H22.4	「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」の施行 「北海道循環型社会形成推進基本計画」の策定
H22.5	「北海道地球温暖化対策推進計画」の策定 「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定希少野生動植物種2種を指定
H22.6	「北海道の外来種リスト～北海道ブルーリスト 2010～」の作成
H22.7	「北海道生物多様性保全計画」の策定 「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画（第 2 期）」の策定
H23.2	「北海道海岸漂着物対策推進計画」の策定
H24.2	「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定希少野生動植物種2種を指定
H24.3	「エゾシカ保護管理計画（第4期）」の策定 「第 11 次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
H25.1	「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」の締結
H25.3	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の変更 「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定」の一部改定 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」の制定（「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」の廃止） 「北海道環境影響評価条例」の一部改正（環境影響評価配慮書の追加、対象事業に風力発電を追加）
H25.12	「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づき指定希少野生動植物種1種を指定
H26.1	「北海道希少野生動植物保護基本方針」の変更
H26.3	「北海道エゾシカ対策推進条例」の制定 「北海道外来種対策基本方針」の策定 「北海道ヒグマ保護管理計画」の策定 「北海道環境教育等行動計画」の策定
H26.4	「北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）」の設立
H26.8	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定」の一部改定
H27.2	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の変更

年月	施策内容
H27.3	「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更 「北海道アザラシ管理計画」の策定 「北海道循環型社会形成推進基本計画［改訂版］」の策定 「北海道廃棄物処理計画（第 4 次）」の策定
H27.5	「第 11 次北海道鳥獣保護管理事業計画」の変更（名称の変更等） 「北海道エゾシカ管理計画（第 4 期）」の変更
H27.9	「北海道生物多様性保全計画」の一部変更
H27.12	「エゾシカ肉処理施設認証制度」の創設 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づき指定外来種 12 種を指定
H28.1	「北海道水素社会実現戦略ビジョン」の策定
H28.3	「北海道環境影響評価条例」の一部改正 「北海道知床世界自然遺産条例」の制定 「北海道環境基本計画［第 2 次計画］」の改定 「北海道海岸漂着物対策推進計画（第2次計画）」の策定
H28.7	「水素サプライチェーン構築ロードマップ」の策定
H29.3	「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更 「第12次北海道鳥獣保護管理事業計画」の策定 「北海道ヒグマ管理計画」の策定 「北海道エゾシカ管理計画（第5期）」の策定 「北海道アザラシ管理計画（第2期）」の策定

年月	施策内容
H30.3	「北海道災害廃棄物処理計画」の策定 「第2次北海道動物愛護管理推進計画（バーライズプラン 2018）」の策定
H30.9	「北海道における気候変動の影響への適応方針」の策定
R2.3	「北海道水素社会実現戦略ビジョン（改定版）」の策定 「北海道気候変動適応計画」の策定 「北海道循環型社会形成推進基本計画［第2次］」の策定 「北海道廃棄物処理計画（第 5 次）」の策定
R2.12	「水素サプライチェーン構築ロードマップ（改訂版）」の策定
R3.3	「北海道環境基本計画［第3次計画］」の策定 「北海道海岸漂着物対策推進計画（第3次計画）」の策定 「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」の策定
R4.3	「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）改定版」の策定 「第13次北海道鳥獣保護管理事業計画」の策定 「北海道ヒグマ管理計画」の策定 「北海道エゾシカ管理計画（第6期）」の策定 「北海道アザラシ管理計画（第3期）」の策定 「北海道立自然公園条例」の一部改正

(2) 国の施策

年月	施策内容
S6.4	「国立公園法」の策定
S9.12	阿寒、大雪山国立公園の指定
S24.5	支笏洞爺国立公園の指定
S29.4	「清掃法」の制定
S32.6	「自然公園法」の制定（国立公園法の廃止）
S33.4	「北海道立自然公園条例」の制定（北海道立公園条例の廃止）
S33.7	大沼、網走国定公園の指定
S33.12	「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」の制定
S37.5	「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の制定
S38.3	「狩猟法」を「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に改正
S38.7	ニセコ積丹小樽海岸国定公園の指定
S39.6	知床国立公園の指定
S41.11	「ばい煙の排出の規制等に関する法律」に基づき室蘭市を指定地域に指定
S42.8	「公害対策基本法」の制定
S43.6	「大気汚染防止法」の制定（ばい煙の排出の規制等に関する法律の廃止） 「騒音規制法」の制定
S45.6	「公害紛争処理法」の制定
S45.12	水質汚濁防止法の制定 大気汚染防止法の改正等公害関係 14 法の改正、整備（公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律の廃止、大気汚染防止法に基づく指定地域制の廃止） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の制定
S46.6	「悪臭防止法」の制定
S46.7	環境庁の発足
S47.6	「自然環境保全法」の制定
S48.10	「公害健康被害補償法」の制定
S49.6	「国土利用計画法」の制定
S49.11	「国立、国定公園内における各種行為に関する審査指針」の策定

年月	施策内容
S51.6	「振動規制法」の制定
S55.6	釧路湿原をラムサール条約湿地に登録
S59.7	「湖沼水質保全特別措置法」の制定
S59.8	「環境影響評価実施要綱」の閣議決定
S61.2	「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」の締結
S63.5	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」の制定
H 元.7	クッチャロ湖をラムサール条約湿地に登録
H2.3	「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」の制定
H2.6	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の制定
H2.8	暑寒別天売焼尻国定公園の指定
H2.9	第 3 回北方圏会議（米国アンカレッジ市で開催）への参加
H3.4	「再生資源の利用の促進に関する法律」の制定
H3.10	「再生資源の利用の促進に関する法律」の全面施行
H3.12	ウトナイ湖をラムサール条約湿地に登録
H4.6	「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」がブラジルのリオデジャネイロで開催 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の制定
H5.6	「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る大気環境指針（暫定値）」の制定 「環境アドバイザー」制度の創設
H5.5	「生物多様性条約」を日本が締結
H5.6	「ラムサール条約第 5 回締約国会議」が釧路市で開催 霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原をラムサール条約湿地に登録
H5.7	「北方圏フォーラム環境関連プロジェクト委員会」、「北方圏環境・野生動物シンポジウム」を札幌市で開催

年月	施策内容
H5.11	「環境基本法」制定(「公害対策基本法」廃止)
H5.12	「水道水の水質基準に関する省令」の施行 「アジェンダ 21 行動計画」の策定 「生物多様性条約」発効
H6.3	「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」の制定 「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」の制定
H6.12	「環境基本法」に基づく「環境基本計画」を閣議決定
H7.6	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の制定
H7.10	「生物多様性国家戦略」を閣議決定
H8.5	「大気汚染防止法」の改正
H9.6	「環境影響評価法」の制定
H10.6	「特定家庭用機器再商品化法」の制定
H10.10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定
H11.3	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の制定
H11.7	「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」の制定
H12.4	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の全面施行
H12.5	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の制定 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」公布
H12.6	「循環型社会形成推進基本法」の制定 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の制定 「再生資源の利用の促進に関する法律」の一部改正(「資源の有効な利用の促進に関する法律」に名称変更)
H12.12	第二次環境基本計画の閣議決定

年月	施策内容
H13.4	「特定家庭用機器再商品化法」の全面施行 「資源の有効な利用の促進に関する法律」の全面施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の施行
H13.5	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の全面施行
H13.6	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収・破壊法)の制定
H13.7	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の施行
H14.3	「新・生物多様性国家戦略」を閣議決定
H14.4	「自然公園法」の一部改正(生物の多様性の確保の観点を明示)
H14.5	「土壌汚染対策法」の制定 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の全面施行
H14.6	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に改正
H14.7	「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)の制定
H14.8	「持続可能な開発に関する世界サミット」の開催
H14.11	宮島沼をラムサール条約湿地に登録
H15.3	「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定
H15.6	循環型社会の構築を推進するための組織の一部強化
H15.7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定
H16.6	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の制定
H16.7	「北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会」の設置

年月	施策内容
H16.11	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の全面施行
H17.1	「自動車リサイクル法」の本格施行
H17.2	「京都議定書」の発効
H17.6	「地球温暖化対策推進法」の改正 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の施行 「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正（動物取扱業の登録制、特定動物の飼養許可制の新設） 「湖沼水質保全特別措置法」の改正
H17.7	「知床」の世界自然遺産登録
H17.11	雨竜沼湿原、サロベツ原野、濤沸湖、阿寒湖、風蓮湖・春国岱、野付半島・野付湾をラムサール条約湿地に登録
H18.2	「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定
H18.4	第三次環境基本計画の閣議決定
H19.6	「エコツーリズム推進法」の制定
H19.11	「第3次生物多様性国家戦略」を閣議決定
H21.4	「土壌汚染対策法」の改正
H22.3	「生物多様性国家戦略 2010」を閣議決定
H22.10	「生物多様性条約第 10 回締約国会議」が愛知県名古屋市で開催
H23.6	環境教育等促進法の制定（環境保全活動・環境教育推進法の改正）
H24.4	第四次環境基本計画の閣議決定
H24.7	大沼をラムサール条約湿地に登録
H25.4	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行
H26.5	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の改正
H27.4	「フロン排出抑制法」の全面施行
H27.12	「パリ協定」の採択
H28.4	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理推進に関する特別措置法」の改正

年月	施策内容
H28.7	阿寒国立公園が「国立公園満喫プロジェクト」の対象に選定
H28.11	「パリ協定」の発効
H29.5	「土壌汚染対策法」の改正
H29.8	水銀に関する水俣条約が発効 阿寒国立公園から「阿寒摩周国立公園」へ名称変更
H30.4	第五次環境基本計画の閣議決定
H30.6	「気候変動適応法」の制定
R2.6	「大気汚染防止法」の改正
R3.3	厚岸霧多布昆布森国定公園の指定
R3.6	「地球温暖化対策推進法」の改正
R3.10	「地球温暖化対策計画」を閣議決定

環 境 用 語 解 説

あ

●ISO14001
　国際標準化機構（ISO）で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検（Check）、④見直し（Act）というPDCAサイクルを構築し、 継続的に実施することで、 環境への負荷の軽減を図る。

●アオコ
　湖沼において藍藻類に属する植物プランクトンが異常発生して水面が緑色を呈する現象。

●悪性中皮腫
　肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍。若い時期にアスベストを吸い込んだ人のほうが悪性中皮腫になりやすいことが知られており、潜伏期間は20～50年といわれている。

●アスベスト
　蛇紋岩や角閃石が繊維状に変形した天然の鉱物であり、耐久性に優れ、安価であることから、スレート材や断熱材、保温材など広範囲に使用されていた。
　しかし、大気中に浮遊したアスベスト繊維を人が吸入した場合、肺線維症（じん肺）、中皮腫、肺がんを起こす可能性があることから、昭和50年に吹付けアスベストの使用は原則禁止され、その後も、平成16年には代替化が困難なものを除くすべてのアスベスト製品の製造等が禁止され、平成18年にはアスベスト製品の定義が、それまでのアスベストを重量で1%を超えて含有するものから、0.1%を超えて含有するものへと変更されるなど、規制の対象が拡大されている。
　平成17年には、アスベスト製品を製造していた工場の周辺住民に中皮腫患者がいることが明らかとなり、全国的な社会問題となった。

●アドベンチャートラベル
　自然、異文化体験、身体的活動（アクティビティ）の要素のうち、2つ以上を伴う旅行形態。

●硫黄酸化物
　二酸化硫黄など硫黄の酸化物の総称。二酸化硫黄は、主として工場等の固定発生源での石油や石炭等の燃料に含まれる硫黄の燃焼によって生成される。

●一般廃棄物処理計画
　ごみと生活排水（し尿、浄化槽汚泥を含む。）の発生量や処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集する種類、処理施設の整備などについて、廃棄物処理法の規定に基づき市町村が定めるもの。

●エコスクール
　太陽光や風力の活用、雨水・中水の利用など各種の省エネルギー対策を施すことによって省資源化を図っている学校施設や、学校内外の自然生態系を保護・育成できる工夫をしている学校施設、さらにこれらの対策を環境教育にも活用できるように配慮している学校施設。

●エコドライブ
　環境にやさしい自動車の運転方法のこと。具体的には「燃費の把握」、「ふんわりアクセル」、「加減速の少ない運転」、「駐停車時のアイドリング・ストップ」、「タイヤの空気圧の適正化」などがあり、自動車運転者一人ひとりの心がけが燃料消費量や温室効果ガスの削減につながる。

●エコツーリズム
　観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源とふれあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動。

●エコビジネス
　環境への負荷の少ない製品・サービスや環境保全に資する技術やシステムを提供する産業。

●ESCO事業
　ESCOは、Energy Service Company の略。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーメリット（光熱費の削減等）の一部を報酬として享受する事業。顧客が事業資金を調達する「ギャランティード・セイビングス契約」とESCO事業者が事業資金を調達する「シェアード・セイビングス契約」の2種類の契約形態があり、顧客のニーズに応じた対応が可能。

●SDGs（エスディージーズ）
　持続可能な開発目標(Sustainable Development of Goals)のこと。2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までの先進国を含む全ての国の共通の目標。貧困、教育、水資源やエネルギー対策などに関する17の目標と、具体的な達成目標である169のターゲットなどで構成されている。わが国においては、2016年5月に内閣総理大臣を本部長に、全閣僚を本部員とする推進本部が設置され、同年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定（2019年12月一部改定）されている。

●オフセット・クレジット制度
　直接削減できない二酸化炭素の排出分を、その排出量に見合った温室効果ガスの削減・吸収活動に投資すること等により埋め合わせる「カーボン・オフセット」を促進し、これを通じて国内における温室効果ガス排出削減・吸収量を、市場を流通する「オフセット・クレジット（J-VER）」として認証するための制度。

●温室効果ガス
　太陽から地表に届いた熱を受けて地表から放射される赤外線を吸収し、吸収した熱を再び地表に向かって放射することで、地表を暖める効果を有するガス。

か

●外来種
　野生生物が、本来の移動能力を超えて国内外の他の地域から人為によって意図的あるいは非意図的に導入された生物種。近年、国内外において、外来種が地域固有の生態系

などに大きな脅威となる事例がクローズアップされている。本道においては、ペットとして導入されたアライグマなどによる生態系への影響などが懸念されている。

●家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法：平成13年（2001年）4月施行）
特定家庭用機器廃棄物について、収集・運搬に関する小売業者の義務、再商品化等に関する製造業者等の義務、排出者の責務等を定め、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る法律。
現在、エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の4品目を特定家庭用機器として指定。

●カーボン・オフセット
日常生活や経済活動によって排出される温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減量や森林吸収量（クレジット）を用いて埋め合わせ（オフセット）すること。

●カーボンニュートラル
植物は燃やすと化石燃料と同様に二酸化炭素を排出するが、成長過程では光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するので、収支はプラスマイナスゼロになる、という炭素循環の考え方。

●環境影響評価（環境アセスメント）
道路やダム、鉄道、発電所の建設、さらに宅地開発やゴルフ場などを造成する際に、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響について科学的な調査、予測、評価を行い、その過程や結果を公表して、住民や行政機関、専門家などの意見を聴き、これらを踏まえて、より環境保全に配慮した事業を作り上げる制度。

●環境管理システム（環境マネジメントシステム）
事業者等が環境に与える負荷を軽減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。このシステムの国際規格が「ISO14001」。

●環境基準
人の健康保護と生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。現在、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音に係る基準が定められている。

●環境負荷
人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含み、環境基本法では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

●揮発性有機化合物（VOC）
常温常圧で空気中に容易に揮発する有機化合物の総称で、主に人工合成されたものを指す。比重は水よりも重く、粘性が低くて難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。また、大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質（SPM）の発生に関与していると考えられている。

●共同実施
京都メカニズムの1つ。先進国間で温室効果ガス削減事業を実施した場合、事業が実施されたホスト国で生じる削減量の全部または一部に相当する量の排出枠を、事業に投資した国がホスト国から獲得し、自国の削減目標の達成に利用することが出来る制度。

●京都議定書
平成9年（1997年）12月に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）において、二酸化炭素など温室効果ガス排出の先進国の削減目標として採択されたもの。削減対象の温室効果ガスを二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF_6）の6種と定め、削減率は先進国全体で総排出量の1990年基準比で少なくても5%以上、かつ国別にそれぞれ具体的な数値を割り当てて、これを2008年から2012年にかけて達成すべき義務を課すとともに、京都メカニズムが導入された。平成17年（2005年）2月発効。

●京都メカニズム
京都議定書において導入された、国際的に協調して目標を達成するための仕組み。「排出量取引」、「共同実施」、「クリーン開発メカニズム」のこと。

●クリーン開発メカニズム（CDM）
京都メカニズムの1つ。先進国が途上国において実施した温室効果ガスの排出削減事業から生じる削減分を獲得し、自国の削減目標の達成に利用することができる制度。

●グリーン購入
商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

●グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律：平成12年（2000年）5月31日公布）
国等の機関にグリーン購入を推進するための方針（調達方針）の作成と「調達方針」に基づく環境負荷の低減に資する物品、役務の調達を義務付け、国等が率先してグリーン購入を推進しようとする法律。

●グリーンツーリズム
ファームイン（農家が経営する民宿）での宿泊や農業体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

●光化学オキシダント
窒素酸化物や炭化水素等の大気中の汚染物質が太陽光に照射されて起こる光化学反応によって二次的に生成されるオゾン等の酸化性物質の総称。

●公共用水域
河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年(1958年)法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末

処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

●建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律：平成12年（2000年）5月31日公布）
特定の建設廃棄物を再資源化し、廃棄物の減量化を図る法律。建築物等の分別解体及び再資源化を義務付け、また、適正な解体工事の実施を図るために、解体工事業者の登録制度及び解体工事現場への技術管理者の配置が義務付けられている。

●小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律：平成24年（2012年）8月10日公布）
デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

●小形二次電池
二次電池とは、充電して何度も使える電池で、家電、事務機器、通信機器、防災機器、雑貨など様々な製品において使用されている。このうち、主に家庭用機器に使用されている小形二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン二次電池、小形シール鉛蓄電池）については、電池製造事業者、機器製造事業者等によってリサイクルが行われている。

●固定価格買取制度(FIT)
Feed-in Tariff。再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格（タリフ）を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。ドイツ、スペインなどでの導入の結果、風力や太陽光発電が大幅に増加した実績などが評価され、採用する国が増加している。一方で、国民負担の観点にも配慮が必要である。

●こどもエコクラブ
全国の幼児から高校生を対象に、子どもたちが興味や関心に基づいて自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブ。子ども（1名以上）とその活動を支える大人（サポーター）で構成される。

●コプラナーPCB
狭義のダイオキシン（PCDD）と似た構造を持つ物質で、ダイオキシン類対策特別措置法において、PCDD及びPCDF にコプラナーPCBを含めて「ダイオキシン類」と定義している。

さ

●最終処分場
一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体。産業廃棄物の最終処分場には、遮断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）、安定型（がれき等）、管理型（汚泥等）の三つのタイプに分けられる。

●産業廃棄物
事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

●酸性雨
化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨、雪、ガス、粒子などの降下物。通常pH（水素イオン濃度指数）5.6以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた国際問題となっている。

●三ふっ化窒素（NF_3）
無色で臭気のある不燃性の安定な気体。半導体や液晶の製造等に使用される。京都議定書で規定された温室効果ガスには含まれなかったが、使用量が増加傾向にあることから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（平成27年（2015年）4月1日施行）により、温室効果ガスの1つとして規定された。二酸化炭素の1万7千2百倍の非常に強力な温室効果をもつ。

●COD（化学的酸素要求量）
水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸化剤の量を酸素量に換算したもので、値が大きいほど水が汚れていることを表し、湖沼及び海域の有機汚濁の代表的指標として用いられている。

●循環型社会形成推進基本法：平成12年（2000年）6月2日公布
資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない「循環型社会」の形成に向けた取組の基本的な枠組みとなる法律。廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物等のうち有用なものを「環境資源」としてとらえ再使用、再生利用、熱回収という循環的な利用を規定し、最後に適正処理を行う優先順位を初めて法定化した。また国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を規定し、事業者、国民の「排出者」責任の明確化、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」一般原則を確立した。

●傷病鳥獣保護ネットワークシステム
各（総合）振興局が保護収容した傷病鳥獣（ケガや病気などで弱っている野生の鳥獣）を、道内の各地域の指定動物診療施設、動物園等で治療、リハビリテーション等を行い、野生復帰を目指すネットワーク。ただしカラス等の有害捕獲対象鳥獣やアライグマ等の外来動物は対象としない。

●食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律：平成12年（2000年）6月7日公布）
食品関連事業者が省令で設定された「判断の基準」に従った再生利用等の実施を行い、食品循環資源の再生利用等の促進を図る法律。食品関連事業者等の食品循環資源の再生利用への取組を促進するため、「再生利用事業者の登録制度」と「再生利用事業計画の認定制度」を設けている。

●GIS（地理情報システム）
電子地図をデータベースとして、地理的な位置情報や空間情報を、属性データ（例えば、動植物分布など）と合わせて統合的に処理、分析、表示するシステム。

●ジオパーク
　地質学的重要性を有する場所や景観が、保護・教育・持続可能な開発が一体となった概念によって管理された、単一の、統合された地理的領域のこと。ジオパークでは大地の上に広がる動植物や生態系の中で、地域の産業や暮らし、歴史・文化が育まれており、「ジオ」「エコ」「ヒト」のつながりを丸ごと学ぶことができる。

●水域
　一定の基準によって区画された水面の範囲。

●水系
　同じ流域（降雨や降雪がその河川に流入する全地域）内にある本川（流量、長さ、流域の大きさなどが最も重要と考えられる、あるいは最長の河川。本流）、支川（本川に合流する河川。支流）、派川（本川から分かれて流れる河川）及びこれらに関連する湖沼の総称をいう。ただし、道の水質測定では、湖沼及び海域について、１湖沼１水系・１海域１水系としている。

●水源かん養
　森林土壌が雨水を吸収・貯留し、地下水として少しずつ川に流し、洪水や渇水を防止する機能。

●３R
　廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及びリサイクルのこと。リサイクルとは、再生利用（廃棄物等を原材料として再利用すること、マテリアルリサイクル）及び熱回収（廃棄物等から焼却に伴う熱エネルギーを回収すること、サーマルリサイクル）をいう。

●生活排水
　人の生活に伴い公共用水域に排出される水であり、トイレから排出されるし尿を含んだ水と、台所や風呂場などから排出される生活雑排水をいう。

●生態系サービス
　生物多様性によりもたらされる自然の恵み。基盤サービス（大気や水、栄養の循環）、供給サービス（食料や原材料等の生産）、文化的サービス（風土・文化・芸術の源泉、レクリエーション資源）、調整サービス（気候の安定、洪水の調整、土地の保全）に分類することができる。

●生物多様性
　それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう（生態系の多様性、種の多様性、種内（遺伝子）の多様性）。生物多様性は、全ての生物の「固有性」と「つながり」によって成り立っている。

●世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）
　世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、昭和47年（1972年）、フランス・パリで採択された条約で、ユネスコ(国連教育科学文化機関)内にある事務局のもとで、保護を図るべき遺産を登録し、保護していく活動を進めている。日本は平成4年（1992年）に批准し、令和3年（2021年）8月現在、締約国は194か国となっている。遺産には「文化遺産」、「自然遺産」及び文化遺産と自然遺産の両面を有する「複合遺産」の３つのカテゴリーがある。

●世界自然遺産
　世界遺産条約により登録される遺産のカテゴリーの一つ。自然遺産は、世界的な見地から見て鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象としている。令和3年（2021年）8月現在、218ヶ所が登録されている。日本国内では、平成５年（1993年）に「屋久島」と「白神山地」、平成17年（2005年）に「知床」、平成23年（2011年）に「小笠原諸島」、令和3年（2021年）に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の計5ヶ所が登録されている。

●ZEH
　Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、効率的な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅」のこと。

●ZEB
　Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと。

●ゼロ・エミッション
　ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、社会全体であらゆる廃棄物をゼロにすることを目指すという、国連大学が提唱している構想。

た

●ダイオキシン類
　人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質で、平成12年（2000年）１月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をあわせて、ダイオキシン類とし、発生源となる廃棄物焼却炉などからの排出が規制されている。

●多自然川づくり
　河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する川づくり。
　従来、「多自然型川づくり」と称していたが、この考え方は、すべての川づくりの基本であることから、モデル事業のような誤解を与える「型」から脱却するため取組の名称を変更した（国土交通省が設置した「多自然型川づくりレビュー委員会」の提言による（平成18年（2006年）５月））。

●窒素酸化物（NOx）
物の燃焼に伴い、主に空気中の窒素が酸素と結合して発生する物質であり、工場などの固定発生源や自動車などの移動発生源による大気汚染の指標として用いられる。このうち、二酸化窒素は、呼吸器疾患の原因となるほか、光化学オキシダントの生成原因にもなる。

●低公害車
窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などをいう。

●底質
河川、湖沼、海洋などの水底を形成する表層土及びその上の堆積物を合わせたもので、外観等の違いで「底泥」、「ヘドロ」などと呼ばれることもある。

●特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
平成17年（2005年）施行。侵略的な外来種として指定される「特定外来生物」の飼養等を規制するとともに、野生化した特定外来生物の防除を行う等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的とする。

●特定建設作業
騒音規制法第2条及び振動規制法第２条で定める、建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生させるもので、政令で定めるもの。くい打機を使用する作業などが該当する。

●特定施設
大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及びダイオキシン類対策特別措置法等で定める法令の規制対象となる施設。

な

●二酸化炭素の回収・貯留（ＣＣＳ）
ＣＣＳは、Carbon Dioxide Capture and Storageの略。大規模な二酸化炭素発生源から排出されるガス中の二酸化炭素を分離・回収し、それを地中深くに貯留・隔離することにより、大気中に二酸化炭素が放出されるのを抑制する技術。

は

●バイオガス
家畜ふん尿や生ごみ等に含まれる有機物からメタン発酵により発生するガスで、メタンガス、炭酸ガス、硫化水素、水素、窒素などで構成される。近年では化石燃料に替わるエネルギー源として、特に発電用燃料として利用されている。

●バイオマス
再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などが、未利用バイオマスとしては、農作物非食用部、林地残材などがある。
主な活用方法としては、農業分野における飼肥料のほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵による燃料化など、エネルギー利用がある。

●ハイドロフルオロカーボン（HFC）
水素、フッ素、炭素から構成される化合物で、オゾン層を破壊するクロロフルオロカーボン（CFC）やハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の規制に対応して、オゾン層を破壊しない代替物資として1991年ころから用いられている。京都議定書に規定された温室効果ガスの１つで二酸化炭素の数百から１万数千倍の非常に強力な温室効果をもつ。

●排出量取引
京都メカニズムのひとつ。温室効果ガスの排出削減・抑制の義務を負う国の間で排出枠の一部の移転（又は獲得）を認める制度。

●バーライズプラン
北海道における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために、平成20年（2008年）に策定した「北海道動物愛護管理推進計画」の別称。この計画では、人と動物とが共生する社会づくりと、生命尊重や友愛等の情操面の豊かさの実現を目標としている。平成30年度（2018年度）からは第2次計画として継続。

●パリ協定
第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約（平成28年（2016年）11月に発効）。
世界共通の目標として、平均気温の上昇を産業革命前と比べ２度より十分に低く保つとともに、1．5度に抑える努力を追及し、また、これを達成するため、今世紀後半に、人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることを掲げている。

●東アジア酸性雨モニタリングネットワーク
国境を越える問題である酸性雨問題の解決のために、東アジア13か国（日本を含む）が協力し、各国共通の手法で酸性雨のモニタリングを行い、情報交換等を実施する組織。2001年１月より本格稼働。

●BOD（生物化学的酸素要求量）
水中の比較的分解されやすい有機物が、好気性の微生物によって、酸化分解される時に消費される酸素の量で、値が大きいほど水が汚れていることを表し、河川の有機汚濁の指標として用いられている。

●PCB（ポリ塩化ビフェニル）
有機化合物の一つ。不燃性で、熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定していて分解されにくく、動物の脂肪組織に蓄積されやすい。従来、熱媒体、絶縁油、塗料に使用されていたが、人に対し皮膚障害、肝臓障害を引き起こ

す毒性を持つことが判明したため、現在、国内で製造は禁止されている。

●PRTR制度（環境汚染物質排出移動登録制度）
人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれ事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政に報告を行い、行政は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や廃棄物に含まれて移動する量を把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

●富栄養化
工場排水、生活排水、農業排水などに含まれる窒素、燐などの栄養塩類が流れ込み、閉鎖性水域等における栄養塩が増加すること。水中の植物プランクトンの増殖を引き起こし、アオコの原因ともなる。

●ファシリティマネジメント
企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動

●フミン質
植物などが微生物によって分解されるときの最終分解生成物で、直鎖炭化水素と多環芳香族化合物（分子量数千から1万程度）の難分解性高分子化合物である。土壌と同じ褐色のフミン酸やフルボ酸などがあり、腐食質ともいう。

●浮遊粒子状物質（SPM）
大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のもの。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。

●ブルーカーボン
沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素（CO_2）由来の炭素を指し、その吸収源として、浅海域に分布する藻場や干潟などがある。

●分別基準適合物
市町村の分別収集計画に基づき分別収集されたもので、適切な保管施設（指定保管施設）に保管されているもの（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）。

●閉鎖性水域
湖沼や内湾など、地形等により水の交換が行われにくい水域をいう。汚濁物質の蓄積により水質汚濁が進みやすく、また、容易に回復できない特徴がある。

●防除実施計画
外来生物法に基づき「特定外来生物」の種ごとに作成し、国の確認・認定を受けることにより、野生化した個体の運搬が可能になるなど、計画的監視・駆除を行うための計画。

●北海道ブルーリスト2010
平成16年（2004年）3月に作成した北海道ブルーリスト2004を改訂して平成22年（2010年）6月作成。本道における外来種の実態を把握し、対策の基礎資料とすることを目的とする。国内移動種を含む全860種について、導入の経緯、生態学的特性、分布状況、生態系等への影響がまとめられている。

●北海道レッドデータブック
北海道の野生動植物を対象として、絶滅のおそれのある種・亜種などを選定し、絶滅のおそれの度合い、分布や生態などの現状を取りまとめたもの。

ま

●無害化処理認定制度
人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある産業廃棄物について、高度な技術を用いた無害化処理を行うことができる者として、環境大臣から認定を受けられる制度。平成21年（2009年）に低濃度ＰＣＢ廃棄物が対象として追加された。

●メトヘモグロビン血症
飲料水などに硝酸性窒素が含まれていると、その一部は消化器系内の微生物により還元され亜硝酸塩として吸収され、血液中のヘモグロビンと反応して酸素運搬能力のないメトヘモグロビンを生成する。この血中濃度が高くなると、体内の酸素供給が不十分となり酸欠状態になる（メトヘモグロビン血症）。硝酸性窒素の一部は生体内で還元菌によって亜硝酸塩に還元されることが知られ、この菌は酸性条件下では活動が抑制されるため、胃酸のpHが2～3である大人ではほとんど起こらない。しかし、乳児では胃酸の分泌が少ないため、亜硝酸塩が生成しやすい。乳幼児のメトヘモグロビン血症は、欧米において死亡例も含め多数報告されている。

や

●有害大気汚染物質
継続的に摂取すると人の健康を損なうおそれがある物質のうち大気汚染の原因となるものをいい、該当する可能性がある物質として234物質のリストが示されている。
このうち有害性の程度や大気汚染の状況から健康リスクがある程度高いと考えられる23物質が優先取組物質とされ、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質については、環境基準が設定されている。

●容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律：平成7年（1995年）6月16日公布）
容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、市町村による分別収集を行い、事業者による再商品化等を促進する法律。ガラス製容器、PET容器、プラスチック製容器包装、飲料用紙パック及び段ボール以外の紙製容器包装の4品目の再商品化を特定業者に義務付けている。

ら

●ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）

昭和46年（1971年）にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された。この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としている。また、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を提唱している。昭和50年（1975年）に条約を発効し、日本は昭和55年（1980年）に締約国となった。

●リサイクルプラント

家電リサイクル法で規定する、製造業者等が再商品化等（リサイクル）を実施する場所。製造業者等によって、道内に３か所の処理拠点が設けられている（平成29年（2017年）3月現在）。

●林地未利用材

立木を伐採して丸太にする過程で発生する枝葉、木の根元や先端部及び伐採後に森林外に搬出されない間伐材等の林地内に残された未利用資源のこと。

●類型指定

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値が設定されておらず、河川等の利水目的や水生生物の生息状況等、騒音に関係する地域の土地利用状況や時間帯等に応じて類型別に基準値が定められている。

このため、都道府県知事がそれらの状況を勘案し、具体的な地域に類型を当てはめ、指定すること。

●六ふっ化硫黄（SF_6）

無色、無臭、不燃性の安定な気体。絶縁性能が高く、ガス変圧器、ガス遮断器、ガス絶縁開閉装置などの電力機器の絶縁媒体などに用いられている。京都議定書に定められた温室効果ガスの１つで、二酸化炭素の2万2千8百倍の非常に強力な温室効果をもつ。

参 考 文 献 等 一 覧 表

＜参考文献等＞

文献等名	著者・発行者	発行年度	概　　要	問い合わせ先		
				担　当	内線	ホームページ
＜法令・計画・方針など＞						
北海道環境基本計画［第３次計画］	北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課	R3	北海道環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する長期的な目標や施策の基本方向などを明記した、道の環境政策推進における基本的な計画。	環境生活部 環境保全局 環境政策課 企画調整係	24-204	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kihonkeikaku.html
北海道環境教育等行動計画	北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課	H26	「環境教育等による環境保全の取組に関する法律」第8条の規定に基づき、道において環境教育等を総合的･体系的に進めるため策定した計画。	環境生活部 環境保全局 環境政策課 企画調整係	24-204	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kkkoudoukeikaku/gaiyou.html
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	北海道規則	H6 (R2改定)	廃棄物処理法の運用に必要な手続等について定めた道の規則。	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 産業廃棄物係	24-308	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/kitei.html
北海道廃棄物処理計画［第５次計画］	北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課	R1	「北海道循環型社会形成推進基本計画」の廃棄物に係る個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画」の内容を記載。	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 産業廃棄物係	24-308	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kikaku/syori-keikaku.html
豊かな自然とよりよい環境 廃棄物処理法の概要 2021	北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課	R2 (改訂)	これまで改正された内容を含めて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要について、産業廃棄物を中心に取りまとめたもの。	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 産業廃棄物係	24-308	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kaisetu_menu. html
北海道海岸漂着物対策推進計画［第3次計画］	北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課	R3 (改訂)	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、道内の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した計画。	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 一般廃棄物係	24ー307	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/kaigankeikaku.html
北海道生物多様性保全計画	北海道 環境生活部 自然環境局 自然環境課	H22 (H27一部変更)	生物多様性基本法に基づく、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画	環境生活部 自然環境局 自然環境課 企画調整係	24-389	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/hokkaidotayousei.htm
第１３次北海道鳥獣保護管理事業計画	北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課	R3	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第４条に基づき、本道における鳥獣の保護及び管理の基本的な考え方について示し、将来にわたって本道の生物多様性が損なわれないよう、地域に根ざした鳥獣保護管理事業の計画的な推進を図ることを目的として策定した計画。	環境生活部 自然環境局 野生動物対策課 野生鳥獣係	24-384	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/tyojukeikaku.html
北海道ヒグマ管理計画	北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課	R3	人とヒグマとのあつれきを軽減しながら、地域個体群の存続を図るため、総合的なヒグマ施策の基本的な内容について紹介。	環境生活部 自然環境局 野生動物対策課 ヒグマ対策室	24-382	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/higuma/higuma.html
北海道エゾシカ管理計画（第6期）	北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課	R3	北海道エゾシカ対策推進条例に基づき、人間活動とエゾシカとの軋轢の軽減、エゾシカの適正な個体数管理、エゾシカと人間との共生等を図ることを目的として策定した計画。	環境生活部 自然環境局 野生動物対策課 エゾシカ対策係	24-359	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/ezosikakannrikeikaku.html
北海道アザラシ管理計画（第3期）	北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課	R3	アザラシ類による漁業被害の軽減及び人とアザラシ類との共存を図るため、条例の基本的な内容について紹介。	環境生活部 自然環境局 野生動物対策課 野生鳥獣係	24-384	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/azarashikeikaku.html
北海道エゾシカ対策推進条例	北海道 環境生活部 自然環境局 野生動物対策課	H26	「北海道エゾシカ対策推進条例」の内容について、道民、狩猟者等の理解の推進を図るため、条例の基本的な内容について紹介。	環境生活部 自然環境局 野生動物対策課 エゾシカ対策係	24-359	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/jyoureinituite.html
北海道地球温暖化防止対策条例	北海道 環境生活部 ゼロカーボン推進局 気候変動対策課	H21	「北海道地球温暖化防止対策条例」の内容について、道民、事業者等の理解の推進を図るため、条例の基本的な内容について紹介。	環境生活部 ゼロカーボン推進局 気候変動対策課 計画調整係	24-231	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/jourei-top.html
北海道地球温暖化対策推進計画（第３次）[改定版]	北海道 環境生活部 ゼロカーボン推進局 気候変動対策課	R2 (R3改定)	気候変動対策について、総合的かつ計画的に推進するため策定した「北海道地球温暖化対策推進計画」の内容を紹介。	環境生活部 ゼロカーボン推進局 気候変動対策課 計画調整係	24-212	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/ontaikeikakukaitei.html
北海道気候変動適応計画	北海道 環境生活部 ゼロカーボン推進局 気候変動対策課	R1	気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」の取組について、総合的かつ計画的に推進するため策定した「北海道気候変動適応計画」の内容を紹介。	環境生活部 ゼロカーボン推進局 気候変動対策課 計画調整係	24-206	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/HoLCCAC.html

文献等名	著者・発行者	発行年度	概　要	問い合わせ先		
				担　当	内線	ホームページ
＜情報提供・事例紹介など＞						
エコキッズ・ アクションプログラム集 1自然編 「北海道の自然に親しむプログラム」 2身近な生活環境編 「ごみ･水･空気のことを考えるプログラム」 3地球環境・エコライフ編 「エネルギーや地球温暖化を考えるプログラム」	北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課	H17 H18 H19	子どもたちが、家庭、学校、地域等の身近な場所で楽しみながら、自然や身近な環境について学べるよう、調査や実験・観察などの様々なプログラムを掲載。自然編、生活環境編、地球環境・エコライフ編の3分冊。	環境生活部 環境保全局 環境政策課 企画調整係	24-205	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/ecokids_actionprogram.html
環境教育読本 みんなと地球の未来のために ～3R～	北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課	H24	物の生産・流通、消費、廃棄のあらゆる段階で発生する廃棄物の抑制(リデュース)、積極的な再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)など、環境負荷の低減を目指す「循環型社会」の構築に関連した、環境について学べる環境教育読本。	環境生活部 環境保全局 環境政策課 企画調整係	24-204	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/tokuhon/pe-ji.html
環境教育プログラム集 地球のいろいろオモシロ循環ナビ	北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課/ 北海道 教育庁 学校教育局 義務教育課	H25	子どもたちが楽しみながら環境への視点を育めるよう、地球上の循環を5つのテーマ「水、空気、生命、エネルギー、資源」に分け、実験や体験などのプログラムを具体的に紹介。	環境生活部 環境保全局 環境政策課 企画調整係	24-204	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kankyoprogram/pe-ji.html
3Rハンドブック2020	北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課	R2	道民、団体、事業者、市町村などがゴミの減量・リサイクルを取り組むための一助となることを目的に、さまざまなの事例やリサイクルの実態、その他基礎的な情報を掲載。 （引用）市町村における資源ゴミ回収状況	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 企画調整係	24-304	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/3r.html
再生可能エネルギーなどを活用した低炭素地域づくりハンドブック	北海道 環境生活部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課	H24	道内の地域特性を活かした再生可能エネルギー等の導入を通じて、資源等の域内循環や産業・雇用の創出、コミュニティの創造など、地域の活性化につなげる「低炭素地域づくり」を提案。	環境生活部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課 ゼロカーボン推進係	24-331	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/teitansohandbook.html
エコ&セーフティドライブはじめましょう！！	北海道 環境生活部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課	R2	ふんわりアクセルやアイドリング・ストップなど、エコドライブのコツについて紹介。	環境生活部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課 ゼロカーボン推進係	24-275	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/ecodrive.html
北海道らしい水素社会の実現に向けて	北海道 環境生活部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課	H28	水素エネルギーの特性や、道内における取組、水素の利活用の地域における取組を紹介。	環境生活部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課 ゼロカーボン推進係	24-234	-
北の大地から発進！！ カーボン・アクション 道産クレジットを活用したカーボン・オフセットのススメ	北海道 環境生活部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課	H26	カーボン・オフセットの仕組みや、北海道で創出されたカーボン・クレジットを活用したオフセット事例について紹介。	環境生活部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課 ゼロカーボン推進係	24-275	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/carbonforum.html

＜環境基準等＞

環境基準等名	問い合わせ先		
	担　当	内線	ホームページ（環境省・北海道）
大気汚染に係る環境基準	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 水環境係・大気環境係	24-254	https://www.env.go.jp/kijun/taiki.html
騒音に係る環境基準			https://www.env.go.jp/kijun/oto1-1.html
航空機騒音に係る環境基準			https://www.env.go.jp/kijun/oto2.html
水質汚濁に係る環境基準		24-255	https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html
地下水の水質汚濁に係る環境基準			https://www.env.go.jp/kijun/tika.html
土壌の汚染に係る環境基準			https://www.env.go.jp/kijun/dojou.html
ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について		24-254	https://www.env.go.jp/kijun/dioxin.html
大気汚染に係る緊急時発令基準			https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/contents/top_page/taiki-kinkyu.html

北海道環境基本条例

（平成八年十月十四日条例第三十七号）

平成十一年十二月十七日条例第五十九号
（北海道環境基本条例等の一部を改正する条例第１条による改正）
平成二十一年三月三十一日条例第十五号
（北海道条例の整備に関する条例第二十七条による改正）

北海道環境基本条例をここに公布する

目　次

前　文
第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策
第一節　施策の基本方針（第九条）
第二節　環境基本計画（第十条）
第三節　道が講ずる良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等（第十一条―第二十九条）
第四節　地球環境保全のための施策（第三十条・第三十一条）
附　則

北海道は、さわやかな空気、清らかな水、広大な緑の大地、そこに息づく様々な野生生物など豊で優れた自然環境に恵まれた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み、個性ある文化を育んできた。

人類の存続基盤として欠くことのできない環境は、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであり、これまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を続けていくことは、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものであることが広く理解されてきた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、良好で快適なものとして将来に引き継ぐ責務を有している。

このため、私たちは、環境への負荷が人の様々な活動から生じているということを心に留め、自らの行動を負荷の少ないものに変えていき、社会経済活動のあり方や生活様式を見直すことが求められており、自然とのかかわりの中で育まれてきたアイヌ民族の豊かな知恵や、現代に生きる私たちが見落としてきた先人たちの物を大切に使い回していくといった生活の知恵に学びながら、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない社会を築いていくことが必要である。

また、都市化の進展により身近な自然が減少する中で、自然とのふれあいや快適な環境づくりへの関心が高まってきており、失われた自然を回復し、北海道の風土にふさわしい、うるおい、やすらぎ、ゆとりなどの心の豊かさが感じられる快適な環境の積極的な創造に取り組むことが重要である。

このような考え方に立って、良好な環境を保全し、快適な環境を維持し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会をつくり上げるため、道民の総意として北海道環境基本条例を制定する。

第一章　総則

（目　的）

第一条　この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、

基本理念を定め、並びに道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の　健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定　義）

第二条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

２　この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに道民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

３　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条　環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。

２　環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

３　地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深

く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

（道の責務）

第四条　道は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　道は、環境の保全及び創造を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策について総合調整を行うとともに、市町村が環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第五条　削除（平成一一年条例五九条）

（事業者の責務）

第六条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

３　前二項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

４　前三項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に資するよう自ら積極的に努め、及びその事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（道民の責務）

第七条　道民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、道民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（年次報告）

第八条　知事は、毎年、議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第二章　良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策

第一節　施策の基本方針

第九条　道は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一　人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

二　人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

三　潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。

四　環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正かつ有効な利用を推進すること。

第二節　環境基本計画

第十条　知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

２　環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。

３　知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。

４　知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴かなければならない。

５　知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

６　前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節　道が講ずる良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等

（環境への配慮等）

第十一条　道は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、良好な環境の

保全を図る見地から、環境への影響が低減されるよう十分配慮するものとする。

2　道は、道が行う環境に影響を及ぼすと認められる事業の実施に当たって環境に配慮するための指針を定め、率先してこれに基づき実行するよう努めるものとする。

3　知事は、環境の保全上の支障を防止するために特に必要があるときは、事業者と良好な環境の保全等に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（環境影響評価の推進）

第十二条　道は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全について適正に配慮することを効果的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制等の措置）

第十三条　道は、公害を防止するため、その原因となる物質の排出等に関する規制その他の必要な規制の措置を講じなければならない。

2　道は、自然環境の保全等を図るため、自然環境の適正な保全等に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、自然公園の区域内における行為の規制その他の必要な規制の措置を講じなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、道は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（助成の措置等）

第十四条　道は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者がその事業活動に係る環境への負荷の低減に資する施設の整備等を行うに当たっては、必要かつ適正な助成又は技術的な助言を行うよう努めるものとする。

（良好な環境の保全に関する施設の整備等）

第十五条　道は、緩衝地帯、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2　道は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄物の減量の促進等）

第十六条　道は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、事業者及び道民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2　道は、環境への負荷の低減を図るため、道の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用に努めるものとする。

（野生生物の保護管理）

第十七条　道は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林及び緑地の保全等）

第十八条　道は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（良好な水環境の保全等）

第十九条　道は、河川、湖沼、湿原、海域等における良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水循環及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（身近な緑や水辺との触れ合いづくり等）

第二十条　道は、北海道の風土にふさわしい快適な環境を維持し、及び創造するため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な景観の形成、歴史的文化遺産の保存及び活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境学習の推進）

第二十一条　道は、事業者及び道民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する学習（以下「環境学習」という。）を総合的かつ体系的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第二十二条　道は、事業者、道民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

（情報の提供）

第二十三条　道は、第二十一条に規定する環境学習の推進及び前条に規定する民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査の実施）

第二十四条　道は、環境の状況の把握に関する調査並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（試験研究体制の整備等）
第二十五条　道は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の環境管理の促進）
第二十六条　道は、事業者が、その事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

（道民の意見の反映）
第二十七条　道は、環境の保全及び創造に関する施策に、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
２　知事は、道民の意見の反映等に資するため、環境保全推進委員を置くものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力等）
第二十八条　道は、環境の保全及び創造に関する施策について、国及び都府県と協力するとともに、市町村と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

（財政上の措置）
第二十九条　道は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第四節　地球環境保全のための施策

（地球環境保全のための行動の促進）
第三十条　道は、道、市町村、事業者及び道民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及に努めるとともに、これに基づくそれぞれの行動を促進するものとする。

（地球環境保全のための国際協力）
第三十一条　道は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と協力して、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定、開発途上にある海外の地域等への良好な環境の保全に関する技術等の提供等を行うよう努めるものとする。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条第二項及び附則第二項（北海道公害防止条例第十六条の改正規定に限る。）の規定は、平成九年四月一日から施行する。
（北海道公害防止条例の一部改正）
２　北海道公害防止条例（昭和四十六年北海道条例第三十八号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（北海道環境影響評価条例の一部改正）
３　北海道環境影響評価条例（昭和五十三年北海道条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（北海道自然環境等保全条例の一部改正）
４　北海道自然環境等保全条例（昭和四十八年北海道条例第六十四号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（検討）
５　知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成十一年十二月十七日条例第五十九号）
〔北海道環境基本条例等の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二十一年三月三十一日条例第十五号抄）
〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕
１　この条例は、公布の日から施行する。（後略）